

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2015年4月23日(23.04.2015)



(10) 国際公開番号
WO 2015/056815 A1

- (51) 国際特許分類:
G06Q 50/18 (2012.01) G06F 17/30 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2014/079151
- (22) 国際出願日: 2014年10月15日(15.10.2014)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2013-227552 2013年10月15日(15.10.2013) JP
- (71) 出願人: 株式会社臯システムズ(FUKUROU SYSTEMS INC.) [JP/JP]; 〒1360076 東京都江東区南砂一丁目20番1号 Tokyo (JP).
- (72) 発明者: 高田 暁正(TAKADA, Akimasa); 〒1360076 東京都江東区南砂一丁目20番1号 株式会社臯システムズ内 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN,

CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーロピア (AM, AZ, BE, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ユーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

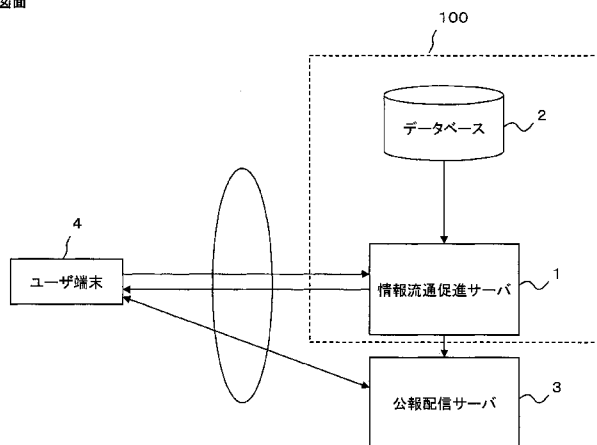
添付公開書類:

- 国際調査報告 (条約第 21 条(3))

(54) Title: INFORMATION-CIRCULATION-PROMOTING DEVICE, INFORMATION-CIRCULATION-PROMOTING SYSTEM, INFORMATION-CIRCULATION-PROMOTING METHOD, AND PROGRAM

(54) 発明の名称: 情報流通促進装置、情報流通促進システム、情報流通促進方法、プログラム

【図1】
図面



- 1 Information-circulation-promoting server
- 2 Database
- 3 Publication delivery server
- 4 User terminal

(57) Abstract: The present invention accepts a request for the registration of information that specifies a Kokai publication (or a publication of unexamined applications) for specifying Kokai publication data pertaining to intellectual property information, and of information about a delivery destination. The Kokai publication data is loaded. A determination is made as to whether the information specifying the Kokai publication included in the registration request is described in the loaded Kokai publication data. When this information is described in the loaded Kokai publication data, information about the delivery destination stored by a storage means is specified. Item information, among the information included in the loaded Kokai publication data, which corresponds to a predetermined item is extracted, and new delivery information including the item information is generated. The delivery information and/or access destination information indicating a destination of access to the delivery information is transmitted to the information about the delivery destination specified by a means for specifying the information about the delivery destination.

(57) 要約:

[続葉有]

WO 2015/056815 A1

知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける。公開公報データを読み込む。登録要求に含まれる公開公報特定情報が、読み込んだ公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には記憶手段が記憶する配信先情報を特定する。読み込んだ公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成する。配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、配信先情報特定手段の特定した配信先情報へ送信する。

明細書

【発明の名称】 情報流通促進装置、情報流通促進システム、情報流通促進方法、プログラム

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報の拡散を促進させる情報流通促進装置、情報流通促進システム、情報流通促進方法、プログラムに関する。

本願は、2013年10月15日に、日本に出願された特願2013-227552号、に基づき優先権を主張し、その内容をここに援用する。

【背景技術】

【0002】

特許、実用新案、意匠、商標などが出願された場合、またはそれらの設定登録がなされた場合などには公報が公開される。当該公報は、例えばウェブサーバの接続されたデータベースに記録され、インターネット経由でウェブサーバへアクセスした端末へ配信される。これら公報を広く一般に流通させる技術として特許文献1が開示されている。また関連する技術が特許文献2、3が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】 特開2002-099649号公報

【特許文献2】 特開平6-139291号公報

【特許文献3】 特開2007-233910号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、公開された公報などの技術文献やその他の産業の発達のために有益な情報はその全てが人によって閲覧されるとは限らない。例えば公報が公開されたとしても、誰かが公開された公報を検索して閲覧しなければ、その公開された

情報は誰の目にも触れないままとなる可能性がある。したがって、公開された情報が閲覧される状態を多く作り、その公開された刊行物に記載された特許、実用新案、意匠、商標、その他産業の発達のために有益な公開された情報を多くの者が容易に閲覧できる状態を作り出すことが産業の発達のために望まれる。

【0005】

そこでこの発明は、上述の課題を解決する事のできる情報流通促進システム、情報流通促進サーバを提供することを目的としている。

【0006】

本発明は、上述の課題を解決する事のできる情報流通促進システム、情報流通促進サーバを提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の第1の態様によれば、情報流通促進装置は、上記目的を達成するために、本発明の一態様は、知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、前記公開公報データを読み込む配信情報読込部と、前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、前記配信情報読込部が読み込んだ公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、を備える。

【0008】

本発明の第2の態様によれば、情報流通促進装置は、知的財産権情報に関連する出願データを特定する出願特定情報と当該出願特定情報で特定される出願の出願人または発明者が利用する情報処理装置を配信先とする配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、特許庁応答データを読み込む配信情報読込部と、

前記登録要求に含まれる前記出願特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記特許庁応答データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該出願特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、前記配信情報読込部が読み込んだ特許庁応答データに含まれる情報のうち知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報を抽出し、その公開公報特定情報が示す前記公開公報データを含む配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、を備える。

【0009】

本発明の第3の態様によれば、情報流通促進装置は、知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と当該公開公報特定情報で特定される出願の出願人または発明者が利用する情報処理装置を配信先とする配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、特許庁応答データを読み込む配信情報読込部と、前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記特許庁応答データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、前記配信情報読込部が読み込んだ特許庁応答データに含まれる情報のうち知的財産権情報に関連する出願データを特定する出願特定情報を抽出し、その出願特定情報が示す前記出願データを含む配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、を備える。

【0010】

本発明の第4の態様によれば、情報流通促進装置は、第1配信情報を特定する配信情報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、前記第1配信情報を読み込む配信情報読込部と、前記登録要求に含まれる前記配信情報特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記第1配信情報に記述されてい

るかを判定し、記述されている場合には当該配信情報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、前記配信情報読込部が読み込んだ第1配信情報に含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む第2配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、前記第2配信情報、または当該第2配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、を備える。

【0011】

本発明の第5の態様によれば、情報流通促進装置は、知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付け、前記公開公報データを読み込み、前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、読み込んだ前記公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定し、読み込んだ前記公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成し、前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、特定した前記配信先情報へ送信する。

【0012】

本発明の第6の態様によれば、情報流通促進装置は、第1配信情報を特定する配信情報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付け、前記第1配信情報を読み込み、前記登録要求に含まれる前記配信情報特定情報が、読み込んだ前記第1配信情報に記述されているかを判定し、記述されている場合には当該配信情報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定し、前記第1配信情報に含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む第2配信情報を新たに生成し、前記第2配信情報、または当該第2配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、特定した配信先情報へ送信する。

【0013】

本発明の第7の態様によれば、情報流通促進方法は、知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付け、前記公開公報データを読み込み、前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、読み込んだ前記公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定し、読み込んだ前記公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成し、前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、特定した前記配信先情報へ送信する。

【0014】

本発明の第8の態様によれば、情報流通促進方法は、第1配信情報を特定する配信情報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付け、前記第1配信情報を読み込み、前記登録要求に含まれる前記配信情報特定情報が、前記読み込んだ前記第1配信情報に記述されているかを判定し、記述されている場合には当該配信情報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定し、前記第1配信情報に含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む第2配信情報を新たに生成し、前記第2配信情報、または当該第2配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、特定した配信先情報へ送信する。

【0015】

本発明の第9の態様によれば、プログラムは、コンピュータを、知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付手段、前記公開公報データを読み込む配信情報読込手段、前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、前記配信情報読込手段の読み込んだ前記公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶手段が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定手段、前記配信情報読込手段が読み込んだ公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する

項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成する配信情報生成手段、前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定手段の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信手段、として機能させる。

【0016】

本発明の第10の態様によれば、プログラムは、コンピュータを、第1配信情報を特定する配信情報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付手段、前記第1配信情報を読み込む配信情報読込手段、前記登録要求に含まれる前記配信情報特定情報が、前記配信情報読込手段の読み込んだ前記第1配信情報に記述されているかを判定し、記述されている場合には当該配信情報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶手段が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定手段、前記配信情報読込手段が読み込んだ第1配信情報に含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む第2配信情報を新たに生成する配信情報生成手段、前記第2配信情報、または当該第2配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定手段の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信手段、として機能させる。

【0017】

本発明の第11の態様によれば、情報流通促進装置は、ユーザの利用する端末より単語情報を取得する単語情報取得部と、前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する分類特定部と、を備える。

【0018】

本発明の第12の態様によれば、上述の情報流通促進装置は、前記分類特定部の特定した分類情報を前記ユーザの識別情報に関連づけて記憶部へ登録するユーザ関連情報管理部と、読み込んだ配信対象となる公開公報データに記述されている分類情報を検出し、その分類情報に関連づけられて前記記憶部に登録されているユーザの識別情報を取得して、そのユーザの識別情報に基づいて読み込んだ前記配信対象となる公開公報データの配信先を特定する配信先情報特定部と、を更

に備える。

【0019】

本発明の第13の態様によれば、上述の情報流通促進装置は、前記分類特定部の特定した分類情報を前記ユーザの識別情報に関連づけて記憶部へ登録するユーザ関連情報管理部と、読み込んだ前記配信対象となる公開公報データのうち、前記分類特定部の特定した分類情報の記述されている公開公報データを前記ユーザに配信すべき公開公報データとして特定する配信先情報特定部と、を更に備えることを特徴とする。

【0020】

本発明の第14の態様によれば、上述の情報流通促進装置において、前記ユーザ関連情報管理部は、前記単語情報取得部の取得した単語と、前記分類特定部の特定した分類情報とを、前記ユーザの識別情報に関連づけて記憶部へ登録し、前記配信先情報特定部は、前記記憶部から読み込んだ配信対象となる公開公報データに記述されている単語と分類情報と、前記記憶部に前記ユーザの識別情報に関連づけて登録されている単語と分類情報とが一致する場合に、当該ユーザの識別情報に基づいて読み込んだ前記配信対象となる公開公報データの配信先を特定する。

【0021】

本発明の第15の態様によれば、情報流通促進システムは、ユーザの利用する端末より単語情報を取得する単語情報取得部と、前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する分類特定部と、を備える。

【0022】

本発明の第16の態様によれば、情報流通促進方法は、ユーザの利用する端末より単語情報を取得し、前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する。

【0023】

本発明の第17の態様によれば、プログラムは、コンピュータを、ユーザの利用する端末より単語情報を取得する単語情報取得手段、前記単語情報取得部の取

得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する分類特定手段、として機能させる。

【発明の効果】

【0024】

上述した情報流通促進装置、情報流通促進システム、情報流通促進方法、プログラムによれば、公開公報データなどの配信情報を様々な分野の開発者や研究者、一般閲覧者が容易に閲覧できる状態を作り出すことができる。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】 本発明の一実施形態による情報流通促進システムの構成を示すブロック図である。

【図2】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第1の図である。

【図3】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの処理フローを示す第1の図である。

【図4】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの処理フローを示す第2の図である。

【図5】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第2の図である。

【図6】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの処理フローを示す第3の図である。

【図7】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第3の図である。

【図8】 本発明の一実施形態による配信情報の一例を示す図である。

【図9】 本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第4の図である。

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、本発明の一実施形態による情報流通促進システム、情報流通促進サーバ

(情報流通促進装置)を図面を参照して説明する。

(第1の実施形態)

図1は第1の実施形態による情報流通促進システムの構成を示すブロック図である。

この図において、符号1は情報流通促進サーバ、符号2はデータベース、符号3は公報配信サーバを示している。本実施形態による情報流通促進システム100は、少なくとも情報流通促進サーバ1を備えるシステムである。情報流通促進システム100はデータベース2と通信ネットワークを介して接続されたコンピュータシステムであってよい。また情報流通促進システム100の他の形態は、さらに、図1に示す公報配信サーバ3を備えるものであってよい。その場合、情報流通促進システム100において情報流通促進サーバ1は、さらに公報配信サーバ3と通信ネットワークによって接続される。なお、図1が示すようにユーザが利用するユーザ端末4は、情報流通促進サーバ1および公報配信サーバ3と通信ネットワークを介して接続している。

【0027】

本実施形態による情報流通促進サーバ1は、配信先となるユーザ端末4に対して知的財産権情報に関連する公開公報データの少なくとも一部を含む配信情報を送信するものである。配信先は、公報配信サーバ3にアクセスしたユーザ端末4であってもよいし、通信ネットワークを介して接続されている他の端末やサーバなどの情報処理装置であってよい。情報流通促進サーバ1は、配信先の情報としてメールアドレスや、通信ネットワークにおける配信先の識別情報（IPアドレス等）を用いて、配信情報をユーザ端末4などの配信先に宛てて送信する。なお知的財産権情報とは、本実施形態においては特許、実用新案、商標、意匠などの情報であり、公開公報データとは、公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、国際公開公報などのデータ、または実用新案、商標、意匠に関する公開公報のデータである。他の実施形態において情報流通促進サーバ1は知的財産権情報以外の情報（論文、パンフレット、技術文献、記事、広告など）を配信するものであってもよい。

【0028】

データベース 2 は知的財産権情報を記載した公開公報データ等を記憶する。当該データベース 2 は、情報流通促進サーバ 1 の内部に備えられたデータベースであってもよいし、通信ネットワークを介して接続された他のサーバに備えられたデータベースであってもよい。またはデータベース 2 は、公報配信サーバ 3 が自サーバ内に備えたものであってもよい。

公報配信サーバ 3 は、知的財産権情報を記載した公開公報データなどの配信情報を、ユーザ端末 4 などの配信先からのアクセスに基づいて配信するコンピュータである。公開配信サーバ 3 は、配信先からのアクセスに基づかなくとも、自サーバの処理結果に基づいて自動的に配信先へ配信することもできる。

【0029】

図 2 は情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第 1 の図である。

この図が示すように、情報流通促進サーバ 1 は、登録受付部 1 1、分類特定部 1 2、ユーザ関連情報管理部 1 3、ユーザ関連情報記憶部 1 4、公開公報読込部 1 5、配信先情報特定部 1 6、配信情報送信部 1 7、の各処理部や記憶部を備えたものである。登録受付部 1 1、分類特定部 1 2、ユーザ関連情報管理部 1 3、公開公報読込部 1 5、配信先情報特定部 1 6、配信情報送信部 1 7、の各処理部は、情報流通促進サーバ 1 内の CPU がアプリケーションプログラムを実行することにより情報流通促進サーバ 1 内に備わる処理部である。

登録受付部 1 1 は、知的財産権情報に関連する単語情報を含む登録要求を、通信ネットワークを介して接続されたユーザ端末 4 などから受け付ける処理部である。

分類特定部 1 2 は、ユーザ端末 4 などから受け付けた単語情報に対応する分類情報を対応表などのデータテーブルに基づいて特定する処理部である。または分類特定部 1 2 は、単語情報に対応する分類情報を、ユーザ端末 4 などから単語情報と共に取得するようにしてもよい。または分類特定部 1 2 は、ユーザ端末 4 などから分類情報のみを取得し、分類情報を特定してもよい。

ユーザ関連情報管理部 1 3 は、分類特定部 1 2 によって特定された分類情報と、単語情報を送信したユーザ端末 4 を操作するユーザへの配信先を示す配信先情報とを対応付けてユーザ関連情報記憶部 1 4 へ記録する処理部である。ユーザ関

連情報記憶部 1 4 は、分類情報と配信先情報との対応関係に、さらにユーザ端末 4 から入力した単語情報を対応付けてユーザ関連情報記憶部 1 4 に記録するようにしてもよい。

公開公報読込部 1 5 は、所定のタイミングにおいて、データベース 2 から知的財産権情報を記載した公開公報データを読み込む処理部である。

配信先情報特定部 1 6 は、公開公報読込部 1 5 の読み込んだ公開公報データに記載の知的財産権情報から、その知的財産権情報に記載されている分類情報を抽出し、当該分類情報に対応付けられて記録されている配信先情報を特定する処理部である。

また、配信情報送信部 1 7 は、配信先情報特定部 1 6 によって特定した配信先情報が示す配信先へ、公開公報読込部 1 5 の読み込んだ公開公報情報を含む配信情報またはその公開公報情報を用いて生成された配信情報を送信する処理部である。

【0030】

そして、このような機能を有する情報流通促進サーバ 1 を備えた第 1 の実施形態による情報流通促進システム 1 0 0 は、知的財産権に関連する公開公報の情報が多くのユーザに閲覧される状態となるよう処理を行う。これにより、情報流通促進システム 1 0 0 は、公開公報に記載された特許、実用新案、意匠、商標などの知的財産権情報を多くの者が容易に閲覧する機会を生むよう処理することによって、産業の発達に寄与するための仕組みを提供する。なお知的財産権情報とは特許、実用新案、意匠、商標に限らず、知的財産権として認められる全ての情報を示してよい。情報流通促進サーバ 1 は知的財産権情報以外の情報、例えば記事、論文などの情報を読み込んで、配信情報として配信するものであってもよい。

【0031】

図 1 や図 2 においては、登録受付部 1 1、分類特定部 1 2、ユーザ関連情報管理部 1 3、ユーザ関連情報記憶部 1 4、公開公報読込部 1 5、配信先情報特定部 1 6、配信情報送信部 1 7、の各処理部や記憶部が、1 つの情報流通促進サーバ 1 に備わる場合の例を示している。しかしながら、それら処理部や記憶部が、分散して複数のサーバに備えられ、それら複数のサーバによって、情報流通促進サ

サーバ1を構成するようにしてもよい。

【0032】

図3は本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの処理フローを示す第1の図である。

次に、第1の実施形態による情報流通促進サーバの処理フローについて説明する。

情報流通促進サーバ1は、ウェブサーバの機能を有している。情報流通促進サーバ1は、ウェブサーバの機能によりウェブページ情報を記憶しており、ユーザ端末4からのアクセスに基づいてウェブサーバの機能がウェブページをユーザ端末4に配信する(ステップS101)。情報流通促進サーバ1の配信するウェブページは、配信情報の配信を受けるために必要な単語等の登録を促すための各種情報を、ユーザ端末4において表示する情報である。

【0033】

ユーザ端末4を操作するユーザは、情報流通促進サーバ1へのアクセスに基づいてユーザ端末4の表示部に表示されたウェブページの単語入力欄に単語(公開公報特定情報)を入力する。当該単語入力欄に入力する単語は、ユーザが配信を受けたい情報に関連する単語である。当該単語は、発明を特定する単語や企業名などであってよい。またウェブページには単語登録ボタンが表示されている。当該単語登録ボタンの押下指示をユーザ端末4が受け付けた場合、ユーザ端末4は、ウェブページのデータに含まれるプログラム(またはユーザ端末4に備わるアプリケーションプログラムであってよい)に基づいて、単語入力欄に入力された単語の情報を含む登録要求を、情報流通促進サーバ1へ送信する。ユーザが単語登録ボタンの押下指示をユーザ端末4に入力する操作を行うと、ユーザ端末4は、登録要求を情報流通促進サーバ1へ送信する。

【0034】

当該登録要求にはユーザ端末4またはユーザを識別するためのユーザIDやその他の情報が含まれていてもよい。例えばユーザ端末4に配信されたウェブページ内には、単語入力欄のほか、知的財産権情報特定欄が表示され、その知的財産権情報特定欄においてユーザが選択した知的財産権情報の識別情報(特許、実用

新案、意匠、商標などを示す識別情報)が、登録要求に含まれていてもよい。または登録要求には知的財産権情報とは異なる配信情報の種類を特定する為の他の識別情報(配信元データ識別情報)が含まれていてもよい。またユーザ端末4に配信されたウェブページ内には、下記に説明する分類情報特定欄が表示され、その分類情報特定欄においてユーザが選択または入力した分類情報が、登録要求に含まれていてもよい。また例えばユーザ端末4に配信されたウェブページ内には、さらに、配信先情報入力欄が表示されて、その配信先情報入力欄においてユーザが入力したメールアドレスやアップロード先URLなどの配信先情報が登録要求に含まれていてもよい。以下、登録要求には、単語、ユーザID、知的財産権情報の識別情報、配信先情報が含まれているものとして説明するが、これらの全てを含む必要はない。配信先情報は予めユーザ操作に基づくユーザ端末4と情報流通促進サーバ1との間のユーザ登録手続処理によって情報流通促進サーバ1が記憶していてもよい。

【0035】

情報流通促進サーバ1においては、ウェブサーバ機能を介して登録受付部11が登録要求の情報を取得する(ステップS102)。ウェブサーバ機能は登録受付部11が備える機能であってよい。登録受付部11は、取得した登録要求の情報から、単語、ユーザID、知的財産権情報の識別情報(配信元データ識別情報)、配信先情報などを読み取る。そして登録受付部11は、単語、ユーザID、知的財産権情報の識別情報、配信先情報、の組み合わせを分類特定部12およびユーザ関連情報管理部13へ出力する。次に分類特定部12は、登録受付部11より入力した単語、ユーザID、知的財産権情報の識別情報、配信先情報の組み合わせのうち、単語を抽出し、当該単語に対応する分類情報を対応表から特定する(ステップS103)。より具体的には、分類特定部12は、図示しない記憶部(データベース2であってもよい)に格納された、知的財産権情報の識別情報ごとの対応表のうち、入力した知的財産権情報の識別情報(配信元データ識別情報)に基づいて一つの対応表を特定する。例えば特許に関する対応表を特定する。そして、分類特定部12は、当該特定した対応表であって、単語と分類情報とを対応付けて記憶する対応表から、登録受付部11より入力した単語に対応する分類

情報を特定する。なお分類情報は、より詳細には、対応表が特許または実用新案を示す知的財産権情報の識別情報に対応するものであれば、国際特許分類（IPC；International Patent Classification）や、日本国特許庁で利用されているFI（File Index）、Fターム（File Forming Term）などであってよい。または当該分類情報は、対応表が意匠を示す知的財産権情報の識別情報に対応するものであれば、国際意匠分類などであってよい。または当該分類情報は、対応表が商標を示す知的財産権情報の識別情報に対応するものであれば、国際分類や類似群や、商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務の情報等であってよい。なお、登録要求に単語の代わりに、または単語の他に分類情報が格納されている場合には、その分類情報を分類特定部12が読み取って、特定するようにしてもよい。登録要求に単語が含まれず、分類情報のみが含まれている場合には分類特定部12は単語情報から分類情報を特定する処理を行わなくてよい。なお登録要求に含まれる単語や分類情報、知的財産権情報の識別情報を総称して配信情報特定情報と呼ぶこととする。

【0036】

分類特定部12は、入力した単語と知的財産権情報の識別情報に基づいて対応表から分類情報を特定すると、登録受付部11より入力した単語、ユーザID、知的財産権情報の識別情報、配信先情報の組み合わせと、特定した分類情報とを、ユーザ関連情報管理部13へ出力する。すると、ユーザ関連情報管理部13は、それら単語、ユーザID、知的財産権情報の識別情報、配信先情報、分類情報、を対応付けて、ユーザ関連情報記憶部14へ登録する（ステップS104）。当該登録が完了すると、ユーザ関連情報管理部13は、通信ネットワークを介して接続されているユーザ端末4へ、登録完了の情報を送信する（ステップS105）。以上の処理により、1ユーザについての単語や分類情報などの登録のための一連の処理が終了する。情報流通促進サーバ1はこの処理を繰り返して多数のユーザについての単語や分類情報や配信情報の対応関係をユーザ関連情報記憶部14に登録する。

【0037】

上述において入力した単語と知的財産権情報の識別情報に基づいて対応表から

分類情報を特定しているが、ユーザ端末4から単語の代わりに分類情報を含む登録要求を受け付けて上記のようなユーザ関連情報記憶部14への情報の登録の処理を行ってもよい。この場合、情報流通促進サーバ1からユーザ端末4に配信されたウェブページ内にさらに分類情報入力欄が設けられ、当該分類情報入力欄にユーザが分類情報を入力（または選択）して送信操作することにより、分類情報が含まれる登録要求がユーザ端末4から情報流通促進サーバ1へ送信される。この場合、分類特定部12の機能は存在しなくてもよく、ユーザ関連情報管理部13が、登録受付部11から入力した登録要求に含まれる、ユーザID、知的財産権情報の識別情報、配信先情報、分類情報、を対応付けて、ユーザ関連情報記憶部14へ登録すればよい。

また登録受付部11は、他の方法によってユーザに関連する配信元データの分類情報を特定するようにしてもよい。この場合、まずユーザ端末4においてユーザがウェブページに入力したある一つの公開公報特定情報（出願人名や発明者名）を登録受付部11が取得し、その公開公報特定情報（出願人名や発明者名）に関連する配信元データ（公開特許公報などの）の一覧をユーザ端末4に送信する。ユーザ端末4はその一覧をウェブページ上に表示する。ユーザはその一覧から1つまたは複数の配信元データを選択する。するとユーザ端末4は選択された配信元データの識別情報（出願番号や公開番号）やユーザIDを含む登録要求を情報流通促進サーバ1へ送信する。登録受付部11は登録要求に含まれる配信元データの識別情報やユーザIDを分類特定部12とユーザ関連情報管理部13へ出力する。すると分類特定部12は配信元データの識別情報（出願番号や公開番号）に基づいて、分類情報を特定する。例えば、出願番号に基づいて公開公報データをデータベースから読み取り、その公開公報データに記述されている分類情報（国際特許分類、FI、Fタームなど）を特定してユーザ関連情報管理部13へ出力する。そしてユーザ関連情報管理部13は、ユーザID、分類情報、配信先情報などを対応づけてユーザ関連情報記憶部14へ登録する。

【0038】

図4は本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの処理フローを示す第2の図である。

次に、配信情報を配信する際の情報流通促進サーバの処理について順を追って説明する。

情報流通促進サーバ1の公開公報読込部15は、所定のタイミングにおいてデータベース2から知的財産権情報（例えば、知的財産権が特許である場合には特許に関する公開公報データに記述された情報を意味する）を記載した公開公報データ（第1配信情報）を読み込む（ステップS201）。所定のタイミングの情報は例えばメモリや記憶部に記憶されており、そのタイミングの情報を取得する事で、公開公報読込部15は所定のタイミングを検知する。またはユーザから公開公報データの読み込み命令が入力されたことを検知してそのタイミングを検知してもよい。データベース2には過去に読み込んだ公開公報データであることを示すフラグまたは、未だ読み込んでいない公開公報データであることを示すフラグに対応付けられて公開公報データが登録されてよい。

【0039】

公開公報読込部15は、上述の公開公報データの読み込み処理において、未だ読み込んでいない公開公報データであることを示すフラグに対応付けられている公開公報データを読み込むようにしてよい。公開公報読込部15は、公開公報データを読み込んだ後は、その公開公報データについてデータベース2に記録されているフラグの情報を、読み込んだ公開公報データであることを示すフラグに書き換える処理を行う。当該フラグの情報は、一人のユーザに対してそれぞれデータベース2が保持するフラグであってよい。その場合公開公報読込部15は、一人のユーザに対して、過去に読み込んだ公開公報データであるか否かを判定する処理を行うにあたり、このフラグを確認して、その判定を行う。

また、データベース2には定期的または適宜、新たな公開公報データが登録される。この新たにデータベース2に登録される公開公報データには、初期状態においては、読み込まれていないことを示すフラグが対応付けられて登録される。公開公報読込部15は、ある命令を入力した場合には、読み込んだ公開公報データであることを示すフラグに対応付けられている公開公報データであってもデータベース2から読み込むようにしてもよい。公開公報読み込み部15はデータベース2からの公開公報データの読み込みに代えてCD-ROMやDVD-ROM

、USBメモリ等の記録媒体から公開公報データを読み込んでもよい。

【0040】

そして、公開公報読込部15は、所定のタイミングで1つまたは複数の公開公報データを読み込むと、その公開公報データを配信先情報特定部16へ出力する。なお公開公報データは、知的財産権情報が特許の知的財産権情報である場合には、例えば、出願番号単位でデータとしてデータベース2に記録されており、公開公報読込部15がその単位で順に公開公報データを読み込む。

【0041】

次に配信先情報特定部16は、読み込んだ公開公報データのうちある1つの公開公報データに記述されている分類情報を検出する(ステップS202)。分類情報は予め公開公報データに記述されているものとする。また配信先情報特定部16は検出した分類情報に対応付けられてユーザ関連情報記憶部14に記録されている一つまたは複数の配信先情報を抽出する(ステップS203)。そして、配信先情報特定部16は、公開公報データ識別情報(例えばファイル名、出願番号、公開公報番号など)と、抽出した配信先情報とを関連付けた配信一覧データを生成する(ステップS204)。配信先情報特定部16は、読み込んだ公開公報データの全てについて、同様の処理により配信先情報を抽出して、その公開公報データ識別情報と配信先情報との対応関係を配信一覧データに書き込んで行く。なお、配信一覧データには、一つの公開公報データ識別情報に、複数の配信先情報が関連付けられて記録されてよい。

【0042】

配信先情報特定部16は、ある1つの公開公報データ識別情報と、ある1つの配信先情報とを対応付けて配信一覧データに書き込むかどうかを判定するにあたり、他の情報を用いてその判定を行うにしてもよい。例えば配信先情報特定部16は、公開公報データに記述されている分類情報に対応付けられてユーザ関連情報記憶部14に記録されている配信先情報と、その配信先情報にさらに対応付けられて登録されている単語とを、ユーザ関連情報記憶部14から読み取る。そして配信先情報特定部16は、その単語が公開公報データ内の所定の項目欄に含まれる文章情報に存在するか否かを判定する。この判定においては、公開公報デー

タが特許についての公開公報データである場合には、その公開公報データ内の知的財産権情報における文章の特定の範囲内（明細書中の発明の名称、背景技術、発明が解決しようとする課題、発明を実施するための形態などの項目や、要約書中の課題、解決手段などの項目のうち、いずれか一つまたは複数の項目の範囲内）において、読み取った単語が記述されているかどうかを判定するようにしてもよい。

【0043】

そして配信先情報特定部16は、公開公報データに記述されている分類情報に対応付けられてユーザ関連情報記憶部14に記録されている配信先情報を特定し、その配信先情報にさらに対応付けられてユーザ関連情報記憶部14に登録されている単語が、公開公報データ内の文書情報内（または文章情報内の所定の範囲）に記述されていると判定できた場合には、一つの公開公報データ識別情報と、一つの配信先情報とを対応付けて配信一覧データに書き込むようにしてもよい。

【0044】

次に配信先情報特定部16は、生成した配信一覧データを配信情報送信部17に出力する。すると配信情報送信部17は、配信一覧データに記録されている公開公報データ識別情報と配信先情報との組み合わせを読み込む。また配信情報送信部17は、配信一覧データに含まれる公開公報データ識別情報に基づいて、公開公報読込部15の読み込んだ公開公報データ（配信情報）を読み込む。そして、配信情報送信部17は、読み込んだ公開公報データ（配信情報）を、その公開公報データ識別情報に対応付けられて配信一覧データに記述されている配信先情報へ宛てて送信する（ステップS205）。そして、配信先情報特定部16は、配信一覧データに記述されている全ての公開公報データ識別情報と配信先情報との組み合わせについて同様の処理を行い、公開公報データを配信先情報へ宛てて配信する。

【0045】

上述のステップS204によって生成された配信一覧データを用いて、配信情報をステップS205で説明したような処理によって配信先へ送信した場合、一つの配信先に配信する公開公報データ（配信情報）が複数である場合には、その

配信する公開公報データの数だけ一つの配信先への送信処理が繰り返されることとなってしまいます。したがって、情報流通促進サーバ1は、一つの配信先へ配信する公開公報データが複数あることを検出した場合には、それら複数の公開公報データをまとめた一つの配信情報を生成して、その配信先へ送信するようにしてもよい。

【0046】

この場合、配信先情報特定部16は、一例として、配信一覧データに含まれる1つの配信先情報(A1)と複数の公開公報データ(Bn)の識別情報の組み合わせ(Gn)を特定する。そしてその組み合わせ(Gn)に含まれる公開公報データ(Bn)を抽出して、それら複数の公開公報データ(Bn)をまとめた配信情報を、配信先情報(A1)に配信するようにすればよい。

【0047】

上述の処理においてはステップS201において公開公報データを読み込むことを契機に処理が進んでいるが、公開公報データそのものを読み込むことに代えて、データベース2に記録されている公開公報データからその識別情報や分類情報のみを抽出して、分類情報の検出や配信先情報を抽出したり、なんらかの処理により分類情報を特定し、その後、配信先情報を抽出するためのステップS203の処理に進むようにしてもよい。この場合、ステップS205の処理を行う段階において公開公報データはまだ読み込んでいないこととなるため、ステップS205の送信処理において、配信一覧データから特定した公開公報データ識別情報(出願番号など)に基づき、公開公報データを新たにデータベース2から別途読み込んで、配信一覧データに記録されている配信先情報へ宛てて送信する。

【0048】

以上の処理によれば、ユーザが自ら登録した単語に関連する分類情報や、ユーザが登録した分類情報が示す分類に属する公開公報データが、情報流通促進サーバ1に読み込まれる環境となると、自動的にユーザ端末4等の配信先へ配信される。これにより、様々な分野の開発者や研究者などが、自分の開発または研究している関連分野の技術的な文献である公開公報データを自動的に受信できるようになる。したがって、公開公報データを、様々な分野の開発者や研究者が容易に

閲覧できる状態を作り出すことによって、産業の発達に寄与することができる。また配信元データが公開公報データで無い場合であっても、産業の発達に有益な情報を、ユーザが登録した単語や分類情報に基づいて配信されることとなり、産業の発達に寄与することができる。

【0049】

(第2の実施形態)

図5は本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第2の図である。

図6は本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの処理フローを示す第3の図である。

図5で示す情報流通促進サーバは、図2で示した情報流通促進サーバの構成に加え、さらに、配信情報生成部18の構成を備えている。

ここで、上述の特許庁から公開される特許文献である公開特許公報などの公開公報データは、読み慣れていない者にとっては難読な文献である。したがって、配信情報生成部18が、公開公報読込部15の読み込んだ公開公報データの所定の項目、または所定の内容のみを抽出して配信情報を生成し、配信情報送信部17は、公開公報データの代わりに、配信情報生成部18によってその公開公報データについて加工生成された配信情報を送信するようにしても良い。

【0050】

例えば、公開公報読込部15は、上述のステップS201等において読み込んだ公開公報データ(第1配信情報)を、配信情報生成部18へ出力する(ステップS301)。すると配信情報生成部18は、公開公報データに含まれる文章情報から、所定の項目のみを抽出する(ステップS302)。例えば公開公報データが特許のデータ(公開特許公報)である場合には、明細書中に記述されている「発明の名称」、「背景技術」、「発明が解決しようとする課題」、「発明の効果」、「発明を実施するための形態」という項目の各文字列で特定される文章と、出願番号と、図面データとを抽出する。そして、配信情報生成部18は、出願番号と、それら各項目についての抽出した文章と、図面データとを含む配信情報(第2配信情報)を生成し(ステップS303)、当該配信情報を、その配信情報の生成に利用

した公開公報データ識別情報（ファイル名、出願番号、公開公報番号など）に対応付けて記憶部へ一時的に記録する（ステップS304）。

【0051】

そして、配信先情報特定部16は、ステップS201において読み込んだ公開公報データに記述されている分類情報に基づいて上述のステップS202、S203等の処理と同等に抽出された配信先情報と、ステップS304で一時的に記録した公開公報データ識別情報とを関連付けた配信一覧データを生成する（ステップS305）。そして配信情報送信部17が、上述のステップS205において、配信情報を配信する際に、配信対象となる公開公報データの配信情報として、ステップS304で記憶部に一時的に記録した配信情報を読み込んで、読み込んだ配信情報を、配信一覧データに記述されている配信先情報へ宛てて送信する（ステップS306）。配信先のユーザ端末4などにおいては、配信情報に含まれる情報のみが画面に表示される。

【0052】

このような処理によれば、「請求項」などの難解な文章を削除することにより、知的財産権に関する公開公報データの読み慣れていないユーザに対して、読みやすい知的財産権についての文献としての情報を配信することが可能となる。

なお配信情報生成部18の生成する配信情報は、明細書中における「発明の名称」、「背景技術」、「発明が解決しようとする課題」、「発明の効果」、「発明を実施するための形態」、特許請求の範囲における「請求項1」、要約書に記載されている選択図によって指定される図番の図面から構成される内容の情報であってもよい。配信情報をどのような公開公報データにおける項目に対応する内容とするかは適宜選択できてよい。例えば要約書に含まれる課題や解決手段の項目で特定される情報であってもよい。配信情報生成部18の生成する配信情報は、それら明細書中、特許請求の範囲、要約書のいずれかの項目のうち選択した1つまたは複数が含まれるものであってよい。当該各項目は公開公報データ中の墨付カッコに記載中の文字列のデータにより特定することができる。また配信情報は電子メールの本文データとして送信されるようにしてもよい。公開公報データに基づいて生成される配信情報は、公開公報データの一部の情報を含む物であればどのよう

な情報であってもよい。また配信情報送信部 17 は、配信情報が生成された後に直ちに配信先に送信する処理としているが、ユーザ端末 4 などの配信先からのアクセスに基づいて、対応する配信情報を配信するようにしてもよい。つまり情報流通促進サーバ 1 が配信するウェブページへのアクセスをユーザ端末 4 から受け付けて、そのアクセスに基づいて、配信情報送信部 17 が配信情報を表示するウェブページをユーザ端末 4 等の配信先へ送信するようにしてもよい。

【0053】

上述の処理においては配信情報送信部 17 が配信情報を配信先情報に基づいて送信しているが、情報流通促進サーバ 1 が、その配信情報を記憶するサーバシステムへ通信ネットワークを介してアクセスさせるアクセス先情報を生成し、配信情報の代わりにアクセス先情報を配信先情報に基づいて配信先に配信するようにしてもよい。この場合、情報流通促進サーバ 1 は、図 5 に示すようにさらにアクセス先情報生成部 19 を備える。

【0054】

アクセス先情報生成部 19 は、上述のステップ S 304 の直後に配信情報生成部 18 から生成完了の通知を受ける。そしてアクセス先情報生成部 19 はステップ S 304 において生成された情報が記録された格納場所（URL や URI など）を示すアクセス先情報を生成し、その送信を配信情報送信部 17 に要求する。つまりアクセス先情報生成部 19 は、配信情報としてアクセス先情報を生成する。配信情報送信部 17 は上述のステップ S 305 における配信先への配信情報の送信の代わりに、アクセス先情報を配信先へ送信する。なおアクセス先情報生成部 19 はアクセス先情報を生成すると配信情報生成部 18 へもアクセス先情報を通知する。すると配信情報生成部 18 は、通知を受けたアクセス先情報で特定される記録先（データベースなど）へ、配信情報を記録する。

【0055】

これにより、アクセス先情報を受信した端末はそのアクセス先情報にアクセスすることにより、配信情報を取得することができる。アクセス先情報を用いてアクセス先である配信情報にアクセスした端末に対する配信情報の配信は、たとえば、情報流通促進サーバ 1 のウェブ機能部がその配信を行う。

【0056】

なお配信情報生成部18は、アクセス先情報に加えて、出願番号（または公開番号）と発明の名称のみを含む簡易配信情報と、その出願番号や発明の名称で特定される公開公報データ内の「背景技術」、「発明が解決しようとする課題」、「発明の効果」、「発明を実施するための形態」の項目に対応する内容を含む詳細配信情報との2つの配信情報を生成してもよい。この場合、配信情報送信部17は簡易配信情報のみを上述と同様の処理により配信先へ送信し、配信情報生成部18は詳細配信情報を上述と同様にアクセス先情報で特定される記録先へ、記録するようにしてもよい。

【0057】

上述の処理においては情報流通促進サーバ1の配信情報送信部17が配信情報を送信しているが、上述した公報配信サーバ3が配信情報を送信するようにしてもよい。この場合、配信情報送信部17の機能が公報配信サーバ3に備わる。

【0058】

第2の実施形態で示したようにアクセス先情報が示すアクセス先へユーザ端末4をアクセスさせる場合においては、情報流通促進サーバ1のアクセス量計測部10が、アクセス先情報が示す配信情報の格納場所へのアクセス数（アクセス先情報が示すアクセス先の配信情報で特定される公開公報データ等へアクセスしたユーザ数、アクセス端末数、アクセス頻度（単位時間のアクセス数）など）を計測してもよい。その場合、情報流通促進サーバ1は、アクセス量計測部10の計測結果に基づいてアクセス量が多いことにより特定された公開公報データ、またはそのアクセス量の多い公開公報データにおいて選択された項目に関する情報を含む新たな配信情報を生成して、配信情報送信部17が配信先情報特定部16によって特定された所定のユーザ端末4へ配信するようにしてもよい。所定のユーザ端末4とは情報流通促進サーバ1で記憶している全てのユーザ端末4でもよいし、アクセス量の多い配信情報（公開公報データ）の分類情報に基づいてユーザ関連情報記憶部14に対応付けられて記録された情報の中から配信先情報特定部16が特定したユーザ端末4（ユーザ端末4の配信先情報）でもよい。

【0059】

このような処理において配信先情報特定部16は、上述した新たな配信情報が示すアクセス数の多い配信情報（公開公報データ）から分類情報を特定し、その分類情報によって、階層的にその特定した分類情報を下位（下位分類情報）とする上位分類情報をさらに特定する。そして配信先情報特定部16は、その上位分類情報に含まれる他の下位分類情報についても含む全ての下位分類情報に基づいてユーザ関連情報記憶部14に対応付けられて記録された情報の中から特定したユーザ端末4（ユーザ端末4の配信先情報）を配信情報送信部17へ出力する。すると配信情報送信部17は、そのユーザ端末4に対して、アクセス数の多い公開公報データ（第2配信情報）、またはその公開公報データ内の選択された項目に関する情報を含む新たな配信情報を送信するようにしてもよい。

【0060】

このような処理によれば、配信情報送信部17は、アクセス量の多い配信情報（第2配信情報）を、時間経過に応じて登録受付部11が受け付けた複数の登録要求に含まれる配信先情報へ送信しているといえる。

またはこのような処理によれば、配信情報送信部17は、アクセス量の多い配信情報（第2配信情報）に基づいて特定された公開公報特定情報に関連する配信先情報の示す配信先へ、当該アクセス量の多い配信情報を送信しているといえる。

またはこのような処理によれば、配信先情報特定部16が、アクセス量の多い配信情報（第2配信情報）に基づいて特定された公開公報特定情報の示す分類情報に基づいて、その分類情報を階層的に下位とする上位分類情報を特定し、その上位分類情報に含まれる全ての下位分類情報に対応付けられて記録されている配信先情報を特定し、配信情報送信部17が、その配信先情報の示す配信先へ、アクセス量の多い配信情報を送信しているといえる。特定された公開公報データのIPC分類（分類情報）が「G06Q」であったとする。すると配信先情報特定部16は、そのIPC分類（分類情報）「G06Q」の上位分類情報「G06」を特定し、その上位分類情報「G06」に含まれる全ての下位分類情報「G06C、G06D、G06E、G06F、G06G、G06J、G06K、G06K、G06M、G06N、G06Q、G06T」を特定する。配信先情報特定部16

は、それら下位分類情報に対応づけられてユーザ関連情報記憶部 14 に記録されている配信先情報（メールアドレス）を特定する。そして配信先情報送信部 17 は、その特定された配信先情報が示す配信先に配信情報を送信する。

なお配信先情報特定部 16 は、以下のような処理を行っても良い。配信先情報特定部 16 は、情報流通促進サーバ 1 の何らかの処理に基づいて特定された公開公報データから分類情報を特定し、その分類情報によって、階層的にその分類情報を下位（下位分類情報）とする上位分類情報を特定する。そして配信先情報特定部 16 は、その上位分類情報に含まれる他の下位分類情報についても含む全ての下位分類情報に基づいてユーザ関連情報記憶部 14 に対応付けられて記録された情報の中から特定したユーザ端末 4（ユーザ端末 4 の配信先情報）を配信情報送信部 17 へ出力する。そして配信情報送信部 17 は、そのユーザ端末 4 に対して、何らかの処理に基づいて特定された公開公報データ、またはその公開公報データ内の選択された項目に関する情報みを含む新たな配信情報を送信するようにしてもよい。

【0061】

（第3の実施形態）

公開公報読込部 15 は、第1の実施形態においてはステップ S201 において公開公報データを読み込んでいるが、公開公報データの代わりに特許庁からの特許庁応答データ（拒絶理由通知や拒絶査定謄本などの特許庁から発送されたデータ）を読み込んでもよい。その場合、公開公報読込部 15 は、特許庁応答データに記述されている内容が拒絶理由通知や拒絶査定である場合、拒絶対象とする出願案件や、その出願案件に対して審査官が特定した先行技術文献などの公開公報データ識別情報（出願案件の出願番号や、先行技術文献の公開公報番号）を抽出し、その公開公報データ識別情報で特定される公開公報データを読み込んでもよい。その後、当該公開公報データを配信するための、第1の実施形態や第2の実施形態で説明した配信情報の生成とその配信処理が行われる。その際、配信情報生成部 18 は、特許庁応答データとその特許庁応答データに記述されている公開公報データ識別情報で特定される公開公報データ（例えば発送書類が拒絶対象とした出願案件の公開公報データや、先行技術文献の公開公報データなど）を含む

配信情報を生成し、配信情報送信部 17 が、その配信情報を、その配信情報に含まれる公開公報データから特定した分類情報に基づいて配信先情報の示す配信先へ送信するようにしてもよい。この時上述したように、分類情報に基づいてその上位分類情報を特定し、当該上位分類情報に含まれる全ての下位分類情報に基づいて特定したユーザ端末 4 等が示す配信先へ配信情報を配信しても良い。

【0062】

このような処理を行うにあたり、第3の実施形態では、登録受付部 11 が事前に、知的財産権情報に関連する出願データを特定する出願番号などの配信情報特定情報と、当該出願番号で特定される出願の出願人または発明者が利用する情報処理装置（ユーザ端末 4 など）を配信先とする配信先情報との登録要求を受け付ける。この登録要求に含まれる配信情報特定情報と、配信先情報とは対応づけられてユーザ関連情報記憶部 14 に記録される。

また公開公報読込部（配信情報読込部） 15 が、特許庁応答データを読み込む。

また配信先情報特定部 16 が、登録受付部 11 の受け付けた登録要求に含まれる出願番号などの配信情報特定情報が、公開公報読込部（配信情報読込部） 15 の読み込んだ特許庁応答データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該出願番号などの配信情報特定情報に対応付けられてユーザ関連情報記憶部 14 が記憶する配信先情報を特定する。

また配信情報生成部 18 が、公開公報読込部（配信情報読込部） 15 が読み込んだ特許庁応答データに含まれる情報のうち知的財産権情報に関連する公開公報データ（先行技術文献等）を特定する公開公報特定情報（公開番号）を抽出し、その公開公報特定情報（公開番号）が示す公開公報データまたはそのデータに記述されている一部の情報や、特許庁応答データに記述されている内容によって拒絶対象とされている出願案件の内容や出願番号などを含む配信情報を生成する。公開公報データや拒絶対象とされている出願案件の出願データは配信情報生成部 18 の要求に基づいて公開公報読込部 15 が外部から読み込んで配信情報生成部 18 に出力したものである。

そして配信情報送信部 17 が、配信情報、または当該配信情報へのアクセス先

を示すアクセス先情報の少なくとも一方または両方を、配信先情報特定部 16 の特定した配信先情報へ送信する。

【0063】

このような処理によれば、拒絶理由通知書などに記述された先行技術文献などの情報を、当該拒絶理由通知書が拒絶対象とする特許出願などの出願人や発明者に対して、拒絶理由通知が発送された際に、自動的に先行技術文献を通知することが可能となる。

【0064】

または第3の実施形態では、登録受付部 11 が、知的財産権情報に関連する公開公報データ（先行技術文献等）を特定する公開番号や出願番号などの配信情報特定情報（公開公報特定情報）と当該公開公報データ（先行技術文献等）を特定する公開番号や出願番号などの配信情報特定情報（公開公報特定情報）で特定される出願の出願人または発明者が利用する情報処理装置を配信先とする配信先情報との登録要求を受け付ける。

また公開公報読込部（配信情報読込部） 15 が、特許庁応答データを読み込む。

また配信先情報特定部 16 が、登録要求に含まれる公開公報データ（先行技術文献等）を特定する公開番号や出願番号などの配信情報特定情報（公開公報特定情報）が、公開公報読込部（配信情報読込部） 15 の読み込んだ特許庁応答データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報データ（先行技術文献等）を特定する公開番号や出願番号などの配信情報特定情報（公開公報特定情報）に対応付けられてユーザ関連情報記憶部 14 が記憶する配信先情報を特定する。

また配信情報生成部 18 が、公開公報読込部（配信情報読込部） 15 が読み込んだ特許庁応答データに含まれる情報のうち知的財産権情報に関連する出願データ（特許庁応答データが拒絶理由通知である場合にはその拒絶対象となる出願の公開公報）を特定する出願特定情報（出願番号）を抽出し、その出願特定情報（出願番号）が示す出願データに記述されている一部の情報を含む配信情報を生成する。

そして配信情報送信部 17 が、配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、配信先情報特定部 16 の特定した配信先情報（拒絶理由通知に先行技術文献としてに記述されている出願案件の出願人や発明者宛の配信先）へ送信するようにしてもよい。

【0065】

このような処理によれば、拒絶理由通知書などに記述された出願番号が示す出願案件の情報を、その出願案件の拒絶の根拠として採用された公開公報を出願した出願人やその発明者に対して、自動的にどの出願案件の先行技術文献として自身が出願した案件が採用されたかを自動的に通知することが可能となる。

【0066】

上述の処理において、情報流通促進サーバ1は、公開公報データの代わりに技術記事や技術論文などの技術文献データを読み込んで、その技術文献データや、その技術文献データを公開した発明者、開発者、権利者の情報を、技術文献データに記述されている引用技術文献を公開した発明者や開発者や権利者の端末装置の配信先を、引用文献の識別情報に対応づけて記録しているデータベース等から特定し、その宛先に送信するようにしてもよい。

【0067】

配信情報の配信先は特許庁応答データに記述されている内容が拒絶理由通知や拒絶査定である場合、拒絶対象となる出願案件の公開公報データ識別情報（出願番号など）に基づいて対応テーブルなどから特定した出願人や発明者へ宛てた配信先の情報である。これらの出願人や発明者の配信先情報は、あらかじめ情報流通促進サーバ1の接続するデータベース（ユーザ関連情報記憶部14）などに記録されているものとする。またこのときの配信情報に含まれる情報としては、特許庁応答データと公開公報データそのものを含んでもよいし、特許庁応答データに記述されている当該発送書類の対象となる出願案件の公開公報データ識別情報（出願番号など）と、先行技術文献の公開公報データ識別情報（出願番号など）の一部の情報を含むものであってもよい。

【0068】

配信情報生成部18は、配信情報に特許庁応答データとその公開公報データ識

別情報で特定される公開公報データ（発送書類が対象とした出願案件の公開公報データや、先行技術文献の公開公報データなど）を格納する場合には、それらの出願番号や公開公報番号に基づく公開公報データの取得を公開公報読込部15に要求し、その結果、公開公報読込部15が読み込む。配信情報生成部18は、それらの公開公報データを格納せずに、それら公開公報データから出願人名、発明者名などの記述内容を抽出して、その記述内容を含んだ配信情報を生成してもよい。そしてこれらの配信情報を、第1の実施形態や第2の実施形態の処理と同様に配信情報送信部17が送信する。

出願人は自身が出願した案件について他の出願の引用文献として引用された場合にその案件を容易に知ることができる。当該出願人の配信先情報（メールアドレス等）は事前に引用文献情報が示す公開公報データ（知的財産権情報）の識別情報（出願番号や公開公報番号等）に対応付けられて、情報流通促進サーバ1や、その他の通信接続された記憶部等において記憶しているものとする。

【0069】

（第4の実施形態）

図7は本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第3の図である。

情報流通促進サーバ1は、配信情報を配信する際には、その配信情報に広告情報を格納して送信するようにしてもよい。この場合、情報流通促進サーバ1はさらに、広告情報特定部20と広告情報記憶部21とを備えている。広告情報特定部20についても、情報流通促進サーバ1内のCPUがアプリケーションプログラムを実行することにより情報流通促進サーバ1内に備わる処理部である。本実施形態において情報流通促進サーバ1が広告配信サーバの役割を果たすこととなる。

【0070】

配信先情報特定部16は配信先情報を特定するに際し、広告情報の要求信号を広告情報特定部20へ出力する。この時、配信先情報特定部16は、配信先情報の特定に利用する公開公報データから、そのデータに記述されている公開公報データ識別情報（出願番号など）、出願人名や出願人識別番号などの出願人特定情報、

発明者氏名を読み取り、その公開公報データ識別情報と、出願人特定情報と、発明者氏名と、の少なくとも一つを含む広告情報の要求信号を広告情報特定部20へ出力する。すると広告情報特定部20は、その要求信号に含まれている出願人特定情報、発明者氏名を読み取り、その出願人特定情報と発明者氏名の少なくとも一つに対応付けられて予め記録されている広告識別情報（IDなど）を広告情報記憶部21から読み取る。広告情報特定部20は読み取ったその広告識別情報と共に、その広告識別情報の読み取りに利用した出願人特定情報、発明者氏名、公開公報データ識別情報の少なくとも一つを、配信先情報特定部16に出力する。

【0071】

次に配信先情報特定部16は、広告識別情報と、さらに出願人特定情報、発明者氏名、公開公報データ識別情報のうちの少なくとも一つを取得すると、上記ステップS204やステップS305において公開公報データ識別情報（例えばファイル名、出願番号、公開公報番号など）と、抽出した配信先情報とを関連付けた配信一覧データを生成する際に、公開公報データ識別情報をキーにして、さらに広告識別情報、出願人特定情報、発明者氏名を関連付けて含む配信一覧データを生成する。

【0072】

そして配信情報送信部17は、配信情報を送信する際には第1の実施形態におけるステップS205や、第2の実施形態におけるステップS306のように、配信情報送信部17が配信情報を送信する。この際、配信情報送信部17は、配信情報（公開公報データやその公開公報データを加工したもの）に含まれる（または記述されている）公開公報データ識別情報に基づいて、配信一覧データから広告識別情報を取得する。そして配信情報送信部17は広告識別情報に対応付けて広告情報記憶部21に記録された広告情報を読み取る。そして配信情報送信部17は、配信情報と広告情報とをともに配信先に送信する。

【0073】

配信情報と広告情報（または広告識別情報）とは、上述したようにアクセス先情報生成部19からのアクセス先情報の通知に基づいて、配信情報生成部18と

広告情報特定部 20 とがそれぞれ、同じアクセス先情報で示される記録先に記録するようにしてもよい。

上述の処理では配信先情報特定部 16 が広告識別情報を特定しているが、その他の処理部が特定するようにしてもよい。

【0074】

情報流通促進サーバ 1 は、特許庁からの特許庁応答データ（拒絶理由通知や拒絶査定謄本のデータ）のほか、単に公開公報データに基づいて配信情報を配信する際、記事、技術論文に基づいて配信情報を配信する際、その配信情報に広告情報を格納して送信するようにしてよい。この時、広告情報は上述したように発明者氏名に基づいて予め記録された広告情報でなく、特許庁応答データ、公開公報データ、記事、技術論文などに関連する単語や分類情報などの配信情報特定情報、技術特定情報に対応付けられた広告情報を広告情報記憶部 21 から読み取った広告情報であってもよい。

【0075】

この場合、配信先情報特定部 16 は配信先情報を特定するに際、広告情報の要求信号を広告情報特定部 20 へ出力する。この時、配信先情報特定部 16 は、配信先情報の特定に利用する公開公報データから、そのデータに記述されている配信情報特定情報（単語、分類情報）や技術特定情報、公開公報データ識別情報を読み取り、その配信情報特定情報や技術特定情報、公開公報データ識別情報を含む広告情報の要求信号を広告情報特定部 20 へ出力する。すると広告情報特定部 20 は、その要求信号に含まれている配信情報特定情報や、技術特定情報を読み取り、その配信情報特定情報や技術特定情報に対応付けられて予め記録されている広告識別情報（ID など）を広告情報記憶部 21 から読み取る。広告情報特定部 20 は読み取ったその広告識別情報と、その広告識別情報の読み取りに利用した配信情報特定情報や技術特定情報と、公開公報データ識別情報とを、配信先情報特定部 16 に出力する。

【0076】

次に配信先情報特定部 16 は、広告識別情報と、配信情報特定情報や技術特定情報と、公開公報データ識別情報とを取得すると、上記ステップ S 204 やステ

ップS 305において公開公報データ識別情報（例えばファイル名、出願番号、公開公報番号など）と、抽出した配信先情報とを関連付けた配信一覧データを生成する際に、公開公報データ識別情報をキーにして、さらに広告識別情報、配信情報特定情報や技術特定情報を関連付けて含む配信一覧データを生成する。

【0077】

そして配信情報送信部17は、配信情報を送信する際には第1の実施形態におけるステップS205や、第2の実施形態におけるステップS306のように、配信情報送信部17が配信情報を送信する。この際、配信情報送信部17は、配信情報（公開公報データやその公開公報データを加工したもの）に含まれる（または記述されている）公開公報データ識別情報に基づいて、配信一覧データから広告識別情報を取得する。そして配信情報送信部17は広告識別情報に対応付けて広告情報記憶部21に記録された広告情報を読み取る。そして配信情報送信部17は、配信情報と広告情報とをともに配信先に送信する。

【0078】

これらの処理によれば、配信情報と共に広告情報が配信先へ送信される。または配信情報に配信先の端末等を保持するユーザがアクセス先情報へアクセスした際に配信情報と広告情報とが端末に表示されることとなる。そして上述の仕組みを有していることで、発明者の出願した発明内容に特化した広告情報、発明者が従事または研究する技術分野に特化した広告情報、配信先のユーザが従事または研究する技術分野に特化した広告情報を、ピンポイントで配信することが可能となる。

【0079】

図8は本発明の一実施形態による配信情報の一例を示す図である。

この図で示すユーザ端末4は複数の配信情報D2, D3, D4, D5を表示している。図8で示す配信情報D2, D3, D4, D5のうち配信情報D2は出願番号のみを含む配信情報であり、配信情報D3は公開番号のみを含む配信情報である。この他、配信情報には発明の名称や、他の公開公報データなどに記述されている項目の情報が含まれて表示されるようにしてもよい。またD4, D5は、公開公報データの代わりに記事や技術論文が情報流通促進サーバ1によって読み

込まれて生成された配信情報である。なお、図8で示すように、ユーザ端末4は情報流通促進サーバ1がデータベース2などから読み込んで生成した配信情報のほか、他のシステムによって配信された配信情報D6、D7を表示するようにしてもよい。この配信情報D6、D7は、他のシステムから配信された情報を情報流通促進サーバ1が受信してユーザ端末4へ送信してもよいし、ユーザ端末4が実行するアプリケーションプログラムが直接他のシステムから受信した情報であってもよい。なお、他のシステムから送信された配信情報を情報流通促進サーバ1が中継する場合の詳細について下記に説明する。図8のように示す配信情報は、一例として最近送信された配信情報が最も上の位置に表示される。過去と最近に送信された配信情報の一覧を、図8の矢印で示すようにスクロールして表示が変更されるようにしてもよい。

【0080】

上述した配信情報は、例えば配信対象のユーザがユーザ登録している他情報配信システム（ソーシャルネットワーキングサービスを提供するコンピュータシステム等）へ送信されてもよい。この場合、情報流通促進サーバ1は、何らかの方法により取得した当該ユーザの他情報配信システムに登録されているユーザIDを取得する。例えばユーザIDを他情報配信システムのコンピュータシステムへ要求し、その応答によって取得する。または予めデータベースにユーザIDを記憶しておりそれを読み取ることにより取得してもよい。そして情報流通促進サーバ1は、そのユーザIDを含む配信情報を他情報配信システムへ送信する。すると他情報配信システムのコンピュータシステムは、当該ユーザIDに対応づけて配信情報を記憶する。当該ユーザからアクセスを受け付けた他情報配信システムのコンピュータシステムは、そのユーザの端末へ配信する表示情報に情報流通促進サーバ1から受信した配信情報を配信する。配信情報を配信するとは、配信情報を表示する表示データをユーザ端末4へ送信することを含む。

【0081】

(第5の実施形態)

図9は本発明の一実施形態による情報流通促進サーバの機能ブロックを示す第4の図である。

図9で示すように情報流通促進サーバ1は、図7で示した各処理部の機能のほかに、配信情報受信部22を備えていてもよい。配信情報受信部22についても、情報流通促進サーバ1内のCPUがアプリケーションプログラムを実行することにより情報流通促進サーバ1内に備わる処理部である。

【0082】

上述の第4の実施形態までの情報流通促進サーバ1の処理ではユーザ端末4に配信される情報が技術文献に関する情報のみとなりユーザにとって単調な配信情報となってしまう。したがって、ユーザ端末4が表示する配信情報は、以下のように他システムから送信される配信情報であってもよい。

【0083】

配信情報受信部22は、ユーザ関連情報記憶部14が記憶している他システム識別情報(ドメインネームやIPアドレス)、他システムでユーザが利用しているユーザID、ユーザパスワードを読み取る。配信情報受信部22は、他システム識別情報、ユーザID、ユーザパスワードを用いて、そのユーザに配信する配信情報を他システムから取得する。そして配信情報受信部22は、他システムのユーザIDと、他システムから取得した配信情報を配信情報送信部17へ出力する。

【0084】

他システムのユーザIDと、自システムのユーザIDの対応関係をユーザ関連情報記憶部14で記憶しているため、配信情報送信部17は他システムのIDから自システムのIDを特定し、その自システムIDで示される配信先情報を取得する。そして配信情報送信部17は配信情報受信部22から取得した配信情報を、その配信先情報が示す配信先へ送信する。なお上述したように配信情報は、配信情報の一部であってもよく、配信情報受信部22が取得した他システムの配信情報に基づいて、配信情報生成部18が簡易配信情報と詳細配信情報を生成してもよい。その場合、上述と同様に、配信情報送信部17は簡易配信情報とアクセス先情報とを配信先へ送信し、配信情報生成部18は、詳細配信情報を、アクセス先情報が示すアクセス先となる記憶部へ詳細配信情報を記録する。

【0085】

配信情報送信部 17 は、他システムから取得した配信情報を配信先情報が示す配信先に送信する際、その配信先情報に対応づけてユーザ関連情報記憶部 14 に記録されている単語や分類情報を読み取り、その単語や分類情報が、他のシステムから取得した配信情報に含まれているか否かを判定してもよい。そして、配信情報送信部 17 は、配信先情報に対応づけてユーザ関連情報記憶部 14 に記録されている単語や分類情報が、他のシステムから取得した配信情報に含まれている場合にのみ、その配信情報を配信するようにしてもよい。

【0086】

ユーザ端末 4 のユーザがユーザ端末 4 に表示されている配信情報の何れかを指定入力すると、その配信情報の詳細をユーザ端末 4 のアプリケーション処理部が表示する。またはアプリケーション処理部は、ユーザによる配信情報の指定入力に基づいて配信情報に含まれるアクセス先情報を読み取り、そのアクセス先情報が示すアクセス先にアクセスする。これにより、ユーザ端末 4 は、情報流通促進サーバ 1 などのアクセス先にアクセスし、叙述した配信情報（詳細配信情報）を取得する。そしてユーザ端末 4 はその配信情報（詳細配信情報）を表示する。選択された配信情報が他システムの配信した配信情報である場合には、ユーザ端末のアプリケーション処理部は、他システムのアクセス先にアクセスして配信情報を取得し、表示する。

【0087】

第 5 の実施形態によれば情報流通促進装置は、他システムの配信情報を取得する配信情報取得部（配信情報受信部 22）と、当該配信情報が自システムを利用するユーザの配信情報である場合にはその配信情報を転送する配信情報転送部（配信情報送信部 17）とを備える。

【0088】

（第 6 の実施形態）

次に第 6 の実施形態による情報流通促進サーバの処理について説明する。

第 1 の実施形態においてはユーザから登録された単語に基づいて分類情報を特定し、公開公報データを、その特定した分類情報に対応づけられて記録されているユーザの配信先に配信することと決定している。しかしながら、ユーザが興味

を持つ内容の記載されている公開公報データを効率よく配信するために、情報流通促進サーバ1は、公開公報特定情報として出願人や発明者の選択または登録を受け付けて、その出願人や発明者の出願した出願データの公開公報データを、当該ユーザに配信するようにしてもよい。その場合、登録受付部11は、まずウェブページの入力欄に入力された出願人名や発明者の登録を受け付ける。そして登録受付部11は、出願人名や発明者名の情報を、当該ユーザが登録したそのユーザの配信先情報などに対応づけてユーザ関連情報記憶部14に記録しておく。このようにすることで、配信先情報特定部16は、公開公報読込部15の読み込んだ公開公報データからそのデータに記述されている出願人や発明者を特定し、その出願人や発明者と対応づけられて記録されている配信先情報をユーザ関連情報記憶部14から取得する。そして配信情報送信部17はその配信先情報が示す配信先に宛てて公開公報データを配信する。または配信情報送信部17は、その配信先情報が示す配信先に宛てて、配信情報にアクセスできるアクセス先情報を送信するようにしてもよい。

【0089】

第6の実施形態における上述の処理において、登録受付部11は出願人や発明者の登録を受け付けた際に、その出願人や発明者の最新の公開公報データの一覧を表示するウェブページをユーザ端末4に送信してもよい。ユーザはユーザ端末4に表示された、所望出願人（または発明者）の最新の公開公報データの一覧の中からいくつかの配信を受けたい技術内容について記述された公開公報データを選択する。この選択を行うにあたり情報流通促進サーバ1は、ユーザ端末4からの操作指示に基づいて公開公報データの内容をユーザ端末4に送信するようにしてもよい。そして登録受付部11は、ユーザ端末4より、出願人名（または発明者名）の他、その出願人（または発明者）の出願一覧の中から選択された公開公報データの識別情報（公開番号や出願番号など）を取得する。

【0090】

そして分類特定部12はユーザによって選択された公開公報データの識別情報に基づいて、その公開公報データをデータベースから読み込み、さらにその公開公報データに記述されている分類情報を特定するようにしてもよい。ユーザ関連

情報管理部 13 は、当該ユーザに関連する情報として、出願人（または発明者）と、特定された分類情報とを共に、ユーザ ID や配信先情報などの他のユーザ関連情報に対応づけてユーザ関連情報記憶部 14 に記録する。そして、第 6 の実施形態における上述した公開公報データなどの配信情報やその配信情報へアクセスするためのアクセス先情報の配信の処理において、出願人（または発明者）と分類情報の両方に基づいて配信先を特定するようにしてもよい。

【0091】

つまり、配信先情報特定部 16 は、公開公報読込部 15 の読み込んだ公開公報データに、ユーザの登録した出願人（または発明者）の情報が記述されていればその公開公報データを当該ユーザに配信すると決定する。さらに配信先情報特定部 16 は公開公報読込部 15 の読み込んだ公開公報データに、ユーザの選択した公開公報データに基づいて分類特定部 12 の特定した分類情報が記述されていれば、その公開公報データを当該ユーザに配信すると決定する。これによりユーザには、当該ユーザの登録した出願人（または発明者）の公開公報データの内容を含む配信情報だけでなく、その出願人（または発明者）の出願データの一覧から当該ユーザが選択した公開公報データが示す技術内容を含む他の出願人（または発明者）の出願の公開公報データ（関連公開公報データ）の内容を含む配信情報が配信される。従ってユーザはある企業（または発明者）に関心がある場合、その企業（または発明者）の出願についての公開公報データの全ての出願内容とともに、選択した関心のある技術分野についての他の企業（または発明者）の出願の公開公報データの出願内容についても容易に把握することができるようになる。なお、上述の実施形態の全てにおいて公開公報読込部 15 は、特許庁から公開された公開公報データを公開の後にできるだけ早く読み込むことが望ましい。

【0092】

第 6 の実施形態によれば、情報流通促進サーバ 1 は、
知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報（出願人）の登録要求を受け付ける登録受付部と、
データベースなどの記憶部から読み込んだ公開公報データに記述されている公開情報特定情報（出願人）が、前記登録要求に含まれる公開公報特定情報（出願

人)である場合に当該公開公報特定情報(出願人)に対応付けられて記憶部が記憶するユーザを特定する配信先情報特定部と、

前記読み込んだ公開公報データに記述されている分類情報に関連する分類情報が記述された関連公開公報データをさらに読み込み、それら読み込んだ公開公報データと関連公開公報データとに基づいて生成された配信情報を、配信先情報特定部の特定したユーザへ宛てて送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とするものとしてよい。

【0093】

第6の実施形態によれば、情報流通促進サーバ1は、知的財産権情報意外の情報を配信元のデータとして配信情報を送信してもよい。例えば、情報流通促進サーバ1は、

公開データ(例えば記事内容)を特定する公開データ特定情報(例えば記事配信元通信社)の登録要求を受け付ける登録受付部と、

データベースなどの記憶部から読み込んだ公開データに記述されている公開データ特定情報(記事配信元通信社)が、前記登録要求に含まれる公開データ特定情報(記事配信元通信社)である場合に当該公開データ特定情報(記事配信元通信社)に対応付けられて記憶部が記憶するユーザを特定する配信先情報特定部と、

前記読み込んだ公開データに記述されている分類情報(記事種別)に関連する分類情報が記述された関連公開データ(記事内容)をさらに読み込み、それら読み込んだ公開データと関連公開データとに基づいて生成された配信情報を、配信先情報特定部の特定したユーザへ宛てて送信する配信情報送信部と、

を備える装置であってもよい。

【0094】

ここでユーザが登録した出願人の名称については日本国内で出願された出願に記述されている表記とPCT出願された出願に記述された表記とは異なる場合が多い。情報流通促進サーバ1は同一の出願人について表記の異なる公開公報データがある場合には、同一の出願人であるが異なる表記が存在する場合には、それらの対応関係をデータベースに登録しておいてもよい。例えば情報流通促進サー

バ1は、読み込んだ公開公報データにPCT出願番号が記述されている場合、そのPCT出願番号と、日本国特許庁が割り当てた対応する日本国出願番号とを読み取る。そして情報流通促進サーバ1は、PCT出願番号から特定できる国際公開公報のデータを読み込んで、その国際公開公報のデータに記述されている第1出願人名を読み取る。また情報流通促進サーバ1は日本国出願番号から特定できる公開特許公報のデータを読み込んで、その公開特許公報のデータに記述されている第2出願人名を読み取る。そして情報流通促進サーバ1は第1出願人名と第2出願人名とを対応づけてデータベースに登録しておく。このような同一の出願人について異なる名称の表記が利用されている場合（日本語表記と英語表記など）、配信先情報特定部16は以下のように配信情報を配信する配信先を示す配信先情報を特定する。例えば、第2出願人名で特定される出願人が出願した出願案件の公開公報データを含む配信情報を配信する際、配信先情報特定部16は、第2出願人名に対応づけられてデータベースに登録されている第1出願人名を特定する。そして配信先情報特定部16は、第1出願人名と第2出願人名とのそれぞれに対応づけられてユーザ関連情報記憶部14に記録されている配信先情報を特定し、その配信先情報が示す配信先に配信情報を配信する。

【0095】

（第7の実施形態）

次に第7の実施形態による情報流通促進サーバの処理について説明する。

情報流通促進サーバ1は、図8で示したようなウェブページ画面であって、配信情報として配信された公開公報データの所定の項目等を表示するウェブページ画面に、データ登録機能を加えても良い。この場合、情報流通促進サーバ1は、ウェブページ画面に表示した公開公報データのうちの何れか一つを選択する第1アイコンと、データ登録開始をユーザが指示することに利用するための第2アイコンとを表示する当該ウェブページ画面を配信する。ユーザ端末4に当該ウェブページ画面が表示された状態においてユーザは、第1アイコンと第2アイコンとを指定する。ウェブページ画面の機能によりユーザ端末4は画面に第1アイコンで指定した公開公報データに関連する情報として登録するためのデータの投稿欄が表示する。そしてユーザが第1アイコンで指定した公開公報データに関連する

情報として登録するためのデータを投稿欄に入力または投稿されるように選択して登録ボタンを押下する。するとユーザ端末4は、第1アイコンで選択された公開公報データの識別情報と、登録されたデータとを情報流通促進サーバ1へ送信する。すると情報流通促進サーバ1の登録受付部11は、受信した登録データと公開公報データの識別情報とに基づいて、それらに関連づけてユーザ関連情報記憶部14や、配信情報を記憶するデータベースなどに記録する。情報流通促進サーバ1は、ユーザに公開公報データを配信する際、そのユーザや他のユーザから当該公開公報データに関連する情報として登録された登録データを共に配信するようにしてもよい。これにより、例えば公開公報データが示す出願について関連する先行技術が記載されている文献を登録できるとともに、そのようなデータを、当該公開公報データを閲覧するユーザに拡散することができる。

【0096】

(第8の実施形態)

上述の第1実施形態においては、単語から分類情報を特定し、その分類情報をユーザに関連する情報として登録し、公開公報データが示す分類情報に基づいてユーザを特定してそのユーザに当該公開公報データを元に生成した配信情報を送信している。しかしながら、公開公報データ内にユーザの登録した単語が含まれる場合に、その公開公報データを元に生成した配信情報を、その単語を登録したユーザに配信しても良い。

【0097】

(第9の実施形態)

また上述の各実施形態においてはユーザは分類情報を自身に関連する情報として多数登録することができる。しかしながら、ユーザについて関連する情報として分類情報が多数登録されてしまうと、その分、そのユーザに配信される配信情報も多くなる。よって、ユーザは自身に関連する情報としてユーザ関連情報記憶部14に記録されている分類情報を削減する指示を行うことができる。例えば、ユーザ端末4は配信情報を受信してウェブページ上に表示する。ユーザはユーザ端末4に表示されたウェブページ上の配信情報が、自身の望む配信情報でない場合には、ウェブページの機能によってユーザ端末4に表示されている不要ボタン

を押下する。するとユーザ端末4は不要ボタンが押下された配信情報を示す識別情報（配信情報に含まれる公開公報データを示す出願番号や公開番号であってもよいし、配信情報そのものの識別情報であってもよい）とユーザ識別情報を含む削除要求を情報流通促進サーバ1へ送信する。情報流通促進サーバ1の登録受付部11は削除要求を受信すると、その削除要求に含まれる配信情報の識別情報とユーザ識別情報を特定して分類特定部12に出力する。分類特定部12は、取得した配信情報の識別情報に基づいて、配信情報の生成に利用した公開公報データの分類情報を特定し、その分類情報とユーザ識別情報を示す削除要求をユーザ関連情報管理部13へ出力する。するとユーザ関連情報管理部13は、ユーザ識別情報に基づいてユーザを特定し、そのユーザに関連する情報としてユーザ関連情報記憶部14に記録されている分類情報の中から、削除要求に含まれる分類情報を削除する。この時、その分類情報の下位の分類情報や、上位の分類情報や、当該上位の分類情報の下位として属する他の下位分類情報の何れかを削除するようにしてもよい。

【0098】

以上、本発明の実施形態について説明したが、本発明の一態様は、

知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、

前記公開公報データを読み込む配信情報読込部と、

前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、

前記配信情報読込部が読み込んだ公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、

前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とする情報流通促進装置であってよい。

【0099】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記公開公報特定情報が、国際特許分類（IPC；International Patent Classification）、日本国特許庁で利用されているFI（File Index）、Fターム（File Forming Term）を示す分類情報または単語であり、

前記予め定められた項目に該当する項目情報が、公開公報データの明細書中の発明の名称、背景技術、発明が解決しようとする課題、発明の効果、発明を実施するための形態のうちの選択した1つまたは複数、または公開公報データの要約書の課題、解決手段のうち的一方または両方、またはそれら組み合わせである

ことを特徴とするものであってよい。

【0100】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記国際特許分類、前記FI、前記Fタームを示す分類情報または前記単語を含む前記登録要求を、通信ネットワークを介して接続された複数の端末より受け付ける

ことを特徴とするものであってよい。

【0101】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記アクセス先へのアクセス量を計測するアクセス量計測部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記アクセス量の多い前記配信情報を、時間経過に応じて前記登録受付部が受け付けた複数の前記登録要求に含まれる配信先情報へ送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0102】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記アクセス先へのアクセス量を計測するアクセス量計測部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記アクセス量の多い前記配信情報に基づいて特定された公開公報特定情報に関連する配信先情報へ、当該アクセス量の多い配信情報

を送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0103】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記配信先情報特定部が、前記アクセス量の多い前記配信情報に基づいて特定された前記公開公報特定情報が示す分類情報に基づいて、その分類情報を階層的に下位とする上位分類情報を特定し、その上位分類情報に含まれる全ての下位分類情報に対応付けられて記録されている前記登録要求を受け付けたことに基づく配信先情報を特定し、

前記配信情報送信部は、その配信先情報へ、前記アクセス量の多い配信情報を送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0104】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

配信情報に基づいて特定された公開公報特定情報が示す分類情報に基づいて、その分類情報を階層的に下位とする上位分類情報を特定し、その上位分類情報に含まれる全ての下位分類情報に対応付けられて記録されている配信先情報を特定し、

その配信先情報へ、前記配信情報を送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0105】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記配信情報読込部の読み込んだ前記公開公報データに基づいて発明者、権利者、分類情報、単語の少なくとも1つを特定し、それら発明者、権利者、分類情報、単語の少なくとも1つに基づいて広告情報を特定する広告情報特定部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記配信情報と広告情報との組み合わせ、または当該配信情報と広告情報との組み合わせの情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0106】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

知的財産権情報に関連する出願データを特定する出願特定情報と当該出願特定情報で特定される出願の出願人または発明者が利用する情報処理装置を配信先とする配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、

特許庁応答データを読み込む配信情報読込部と、

前記登録要求に含まれる前記出願特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記特許庁応答データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該出願特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、

前記配信情報読込部が読み込んだ特許庁応答データに含まれる情報のうち知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報を抽出し、その公開公報特定情報が示す前記公開公報データを含む配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、

前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とするものであってよい。

【0107】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と当該公開公報特定情報で特定される出願の出願人または発明者が利用する情報処理装置を配信先とする配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、

特許庁応答データを読み込む配信情報読込部と、

前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記特許庁応答データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、

前記配信情報読込部が読み込んだ特許庁応答データに含まれる情報のうち知的財産権情報に関連する出願データを特定する出願特定情報を抽出し、その出願特定情報が示す前記出願データを含む配信情報を新たに生成する配信情報生成部と、

前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とするものであってよい。

【0108】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記配信情報読込部の読み込んだ前記特許庁応答データに基づいて発明者、権利者、分類情報、単語の少なくとも1つを特定し、それら発明者、権利者、分類情報、単語の少なくとも1つに基づいて広告情報を特定する広告情報特定部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記配信情報と広告情報との組み合わせ、または当該配信情報と広告情報との組み合わせの情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信することを特徴とするものであってよい。

【0109】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

第1配信情報を特定する配信情報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付ける登録受付部と、

前記第1配信情報を読み込む配信情報読込部と、

前記登録要求に含まれる前記配信情報特定情報が、前記配信情報読込部の読み込んだ前記第1配信情報に記述されているかを判定し、記述されている場合には当該配信情報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定する配信先情報特定部と、

前記配信情報読込部が読み込んだ第1配信情報に含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む第2配信情報を新

たに生成する配信情報生成部と、

前記第2配信情報、または当該第2配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とするものであってよい。

【0110】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記アクセス先へのアクセス量を計測するアクセス量計測部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記アクセス量の多い前記第2配信情報を、時間経過に応じて前記登録受付部が受け付けた複数の前記登録要求に含まれる配信先情報へ送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0111】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記アクセス先へのアクセス量を計測するアクセス量計測部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記アクセス量の多い前記第2配信情報に基づいて特定された公開公報特定情報に関連する配信先情報へ、当該アクセス量の多い第2配信情報を送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0112】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記配信先情報特定部が、前記アクセス量の多い前記第2配信情報に基づいて特定された前記公開公報特定情報が示す分類情報に基づいて、その分類情報を階層的に下位とする上位分類情報を特定し、その上位分類情報に含まれる全ての下位分類情報に対応付けられて記録されている前記登録要求を受け付けたことに基づく配信先情報を特定し、

前記配信情報送信部は、その配信先情報へ、前記アクセス量の多い配信情報を送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0113】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

前記配信情報読込部の読み込んだ前記第1配信情報に基づいて発明者、権利者または分類情報を特定し、それら発明者、権利者または分類情報に基づいて広告情報を特定する広告情報特定部と、を備え、

前記配信情報送信部は、前記第2配信情報と広告情報との組み合わせ、または当該第2配信情報と広告情報との組み合わせの情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、前記配信先情報特定部の特定した配信先情報へ送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0114】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報（出願人）の登録要求を受け付ける登録受付部と、

データベースなどの記憶部から読み込んだ公開公報データに記述されている公開情報特定情報（出願人）が、前記登録要求に含まれる公開公報特定情報（出願人）である場合に当該公開公報特定情報（出願人）に対応付けられて記憶部が記憶するユーザを特定する配信先情報特定部と、

前記読み込んだ公開公報データに記述されている分類情報に関連する分類情報が記述された関連公開公報データをさらに読み込み、それら読み込んだ公開公報データと関連公開公報データとに基づいて生成された配信情報を、配信先情報特定部の特定したユーザへ宛てて送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とするものであってよい。

【0115】

また本発明の情報流通促進装置の一態様は、

公開データ（記事内容）を特定する公開データ特定情報（記事配信元通信社）の登録要求を受け付ける登録受付部と、

データベースなどの記憶部から読み込んだ公開データに記述されている公開データ特定情報（記事配信元通信社）が、前記登録要求に含まれる公開データ特定

情報（記事配信元通信社）である場合に当該公開データ特定情報（記事配信元通信社）に対応付けられて記憶部が記憶するユーザを特定する配信先情報特定部と

前記読み込んだ公開データに記述されている分類情報（記事種別）に関連する分類情報が記述された関連公開データ（記事内容）をさらに読み込み、それら読み込んだ公開データと関連公開データとに基づいて生成された配信情報を、配信先情報特定部の特定したユーザへ宛てて送信する配信情報送信部と、

を備えることを特徴とするものであってもよい。

【0116】

また本発明の情報流通促進システムの一態様は、

知的財産権情報に関連する公開公報データを特定する公開公報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付け、

前記公開公報データを読み込み、

前記登録要求に含まれる前記公開公報特定情報が、読み込んだ前記公開公報データに記述されているかを判定し、記述されている場合には当該公開公報特定情報に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定し、

読み込んだ前記公開公報データに含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む配信情報を新たに生成し、

前記配信情報、または当該配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、特定した前記配信先情報へ送信する

ことを特徴とするものであってもよい。

【0117】

また本発明の情報流通促進システムの一態様は、

第1配信情報を特定する配信情報特定情報と配信先情報との登録要求を受け付け、

前記第1配信情報を読み込み、

前記登録要求に含まれる前記配信情報特定情報が、読み込んだ前記第1配信情報に記述されているかを判定し、記述されている場合には当該配信情報特定情報

に対応付けられて前記登録要求に基づいて記憶部が記憶する配信先情報を特定し

、
前記第1配信情報に含まれる情報のうち予め定められた項目に該当する項目情報を抽出し、その項目情報を含む第2配信情報を新たに生成し、

前記第2配信情報、または当該第2配信情報へのアクセス先を示すアクセス先情報の少なくとも一方を、特定した配信先情報へ送信する

ことを特徴とするものであってよい。

【0118】

上述の情報流通促進サーバ1など各サーバ、各装置はコンピュータによって構成されている。上述した各処理は、プログラムの形式でコンピュータ読み取り可能な記録媒体に記憶されており、このプログラムをコンピュータが読み出して実行することによって、上記処理が行われる。上記プログラムは、前述した機能の一部を実現するためのものであっても良い。上述した機能をコンピュータシステムにすでに記録されているプログラムとの組み合わせで実現できるもの、いわゆる差分ファイル（差分プログラム）であっても良い。

【産業上の利用可能性】

【0119】

上述した情報流通促進装置、情報流通促進システム、情報流通促進方法、プログラムによれば、公開公報データなどの配信情報を様々な分野の開発者や研究者、一般閲覧者が容易に閲覧できる状態を作り出すことができる。

【符号の説明】

【0120】

- 1・・・情報流通促進サーバ
- 2・・・データベース
- 3・・・公報配信サーバ
- 4・・・ユーザ端末
- 11・・・登録受付部
- 12・・・分類特定部
- 13・・・ユーザ関連情報管理部

- 1 4 . . . ユーザ関連情報記憶部
- 1 5 . . . 公開公報読込部
- 1 6 . . . 配信先情報特定部
- 1 7 . . . 配信情報送信部
- 1 8 . . . 配信情報生成部
- 1 9 . . . アクセス先情報生成部
- 1 0 . . . アクセス量計測部
- 2 0 . . . 広告情報特定部
- 2 1 . . . 広告情報記憶部
- 2 2 . . . 配信情報受信部
- 1 0 0 . . . 情報流通促進システム

請求の範囲

【請求項1】

ユーザの利用する端末より単語情報を取得する単語情報取得部と、
前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する分類特定部と、
を備える情報流通促進装置。

【請求項2】

前記分類特定部の特定した分類情報を前記ユーザの識別情報に関連づけて記憶部へ登録するユーザ関連情報管理部と、
読み込んだ配信対象となる公開公報データに記述されている分類情報を検出し、その分類情報に関連づけられて前記記憶部に登録されているユーザの識別情報を取得して、そのユーザの識別情報に基づいて読み込んだ前記配信対象となる公開公報データの配信先を特定する配信先情報特定部と、
を更に備える請求項1に記載の情報流通促進装置。

【請求項3】

前記分類特定部の特定した分類情報を前記ユーザの識別情報に関連づけて記憶部へ登録するユーザ関連情報管理部と、
読み込んだ前記配信対象となる公開公報データのうち、前記分類特定部の特定した分類情報の記述されている公開公報データを前記ユーザに配信すべき公開公報データとして特定する配信先情報特定部と、
を更に備える請求項1に記載の情報流通促進装置。

【請求項4】

前記ユーザ関連情報管理部は、前記単語情報取得部の取得した単語と、前記分類特定部の特定した分類情報とを、前記ユーザの識別情報に関連づけて記憶部へ登録し、

前記配信先情報特定部は、前記記憶部から読み込んだ配信対象となる公開公報データに記述されている単語と分類情報と、前記記憶部に前記ユーザの識別情報に関連づけて登録されている単語と分類情報とが一致する場合に、当該ユーザの識別情報に基づいて読み込んだ前記配信対象となる公開公報データの配信先を特

定する

請求項 2 または請求項 3 に記載の情報流通促進装置。

【請求項 5】

ユーザの利用する端末より単語情報を取得する単語情報取得部と、
前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する分類特定部と、
を備える情報流通促進システム。

【請求項 6】

ユーザの利用する端末より単語情報を取得し、
前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する
情報流通促進方法。

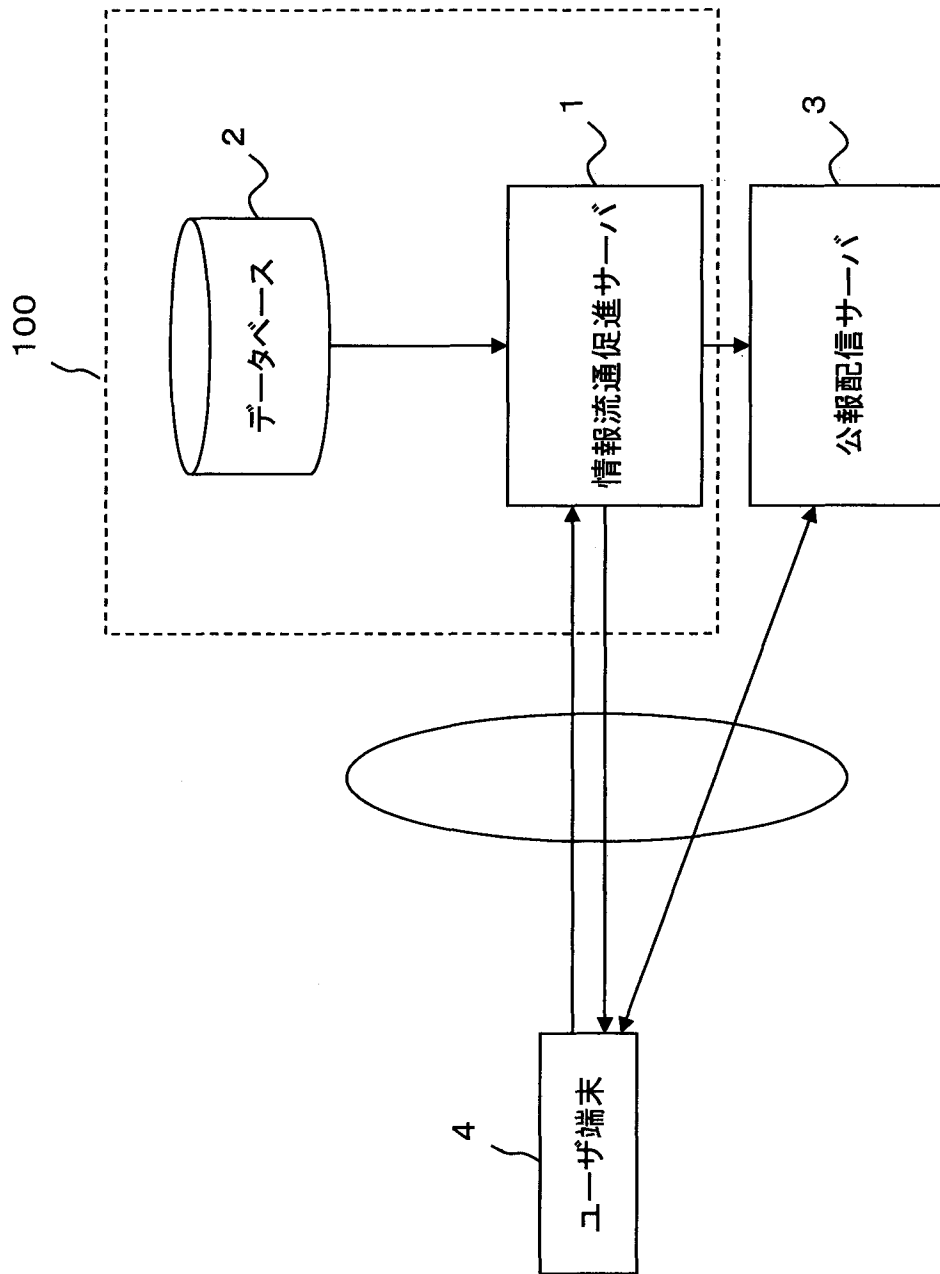
【請求項 7】

コンピュータを、
ユーザの利用する端末より単語情報を取得する単語情報取得手段、
前記単語情報取得部の取得した単語情報に基づいて、公開公報データに記述される分類情報を特定する分類特定手段、
として機能させるプログラム。

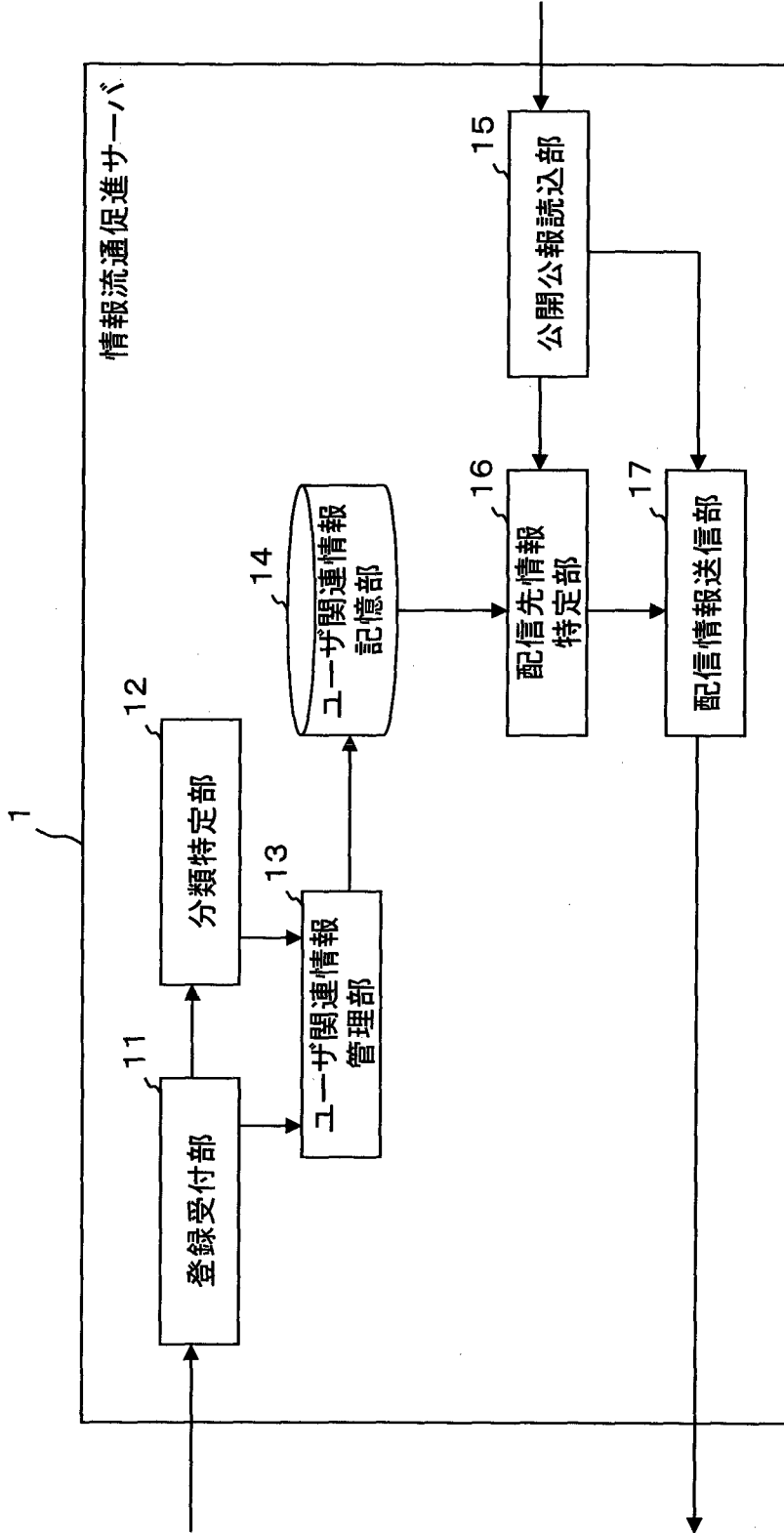
図面

1 / 9

【 図1 】

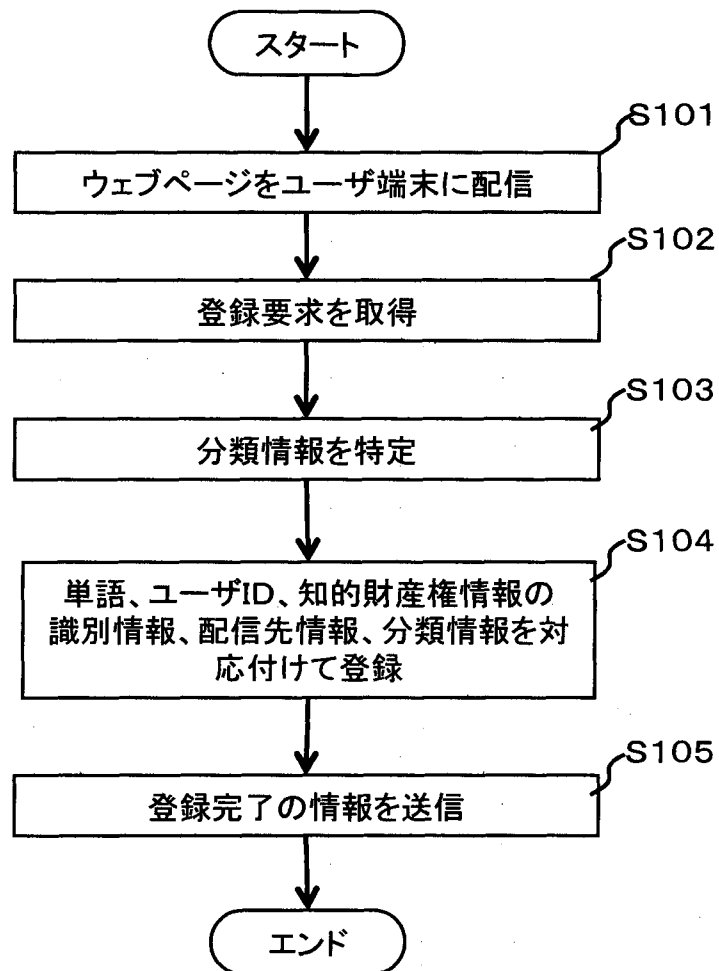


【 図2 】

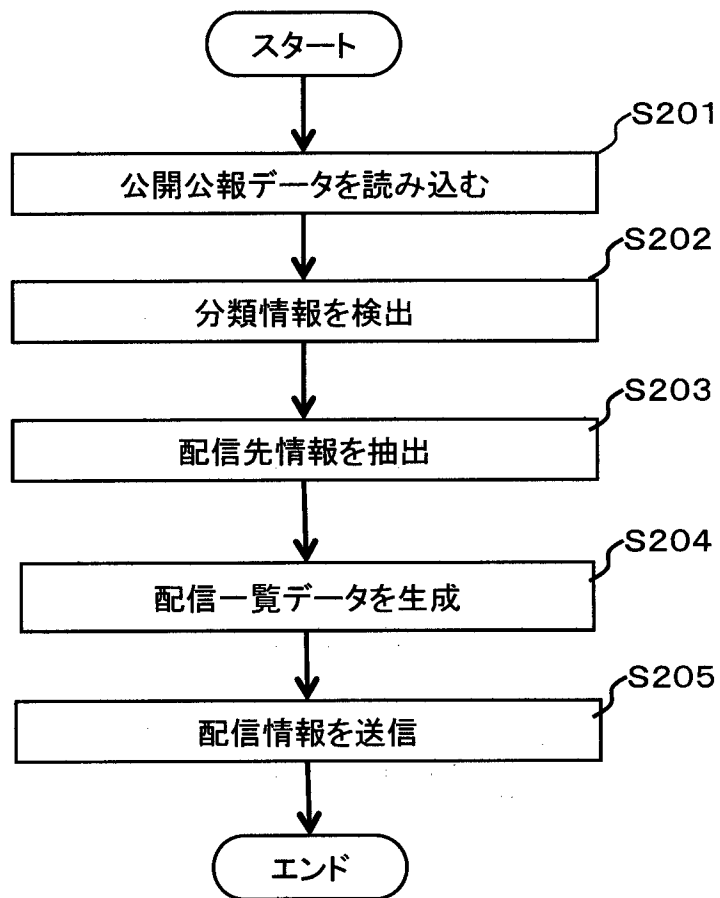


3/9

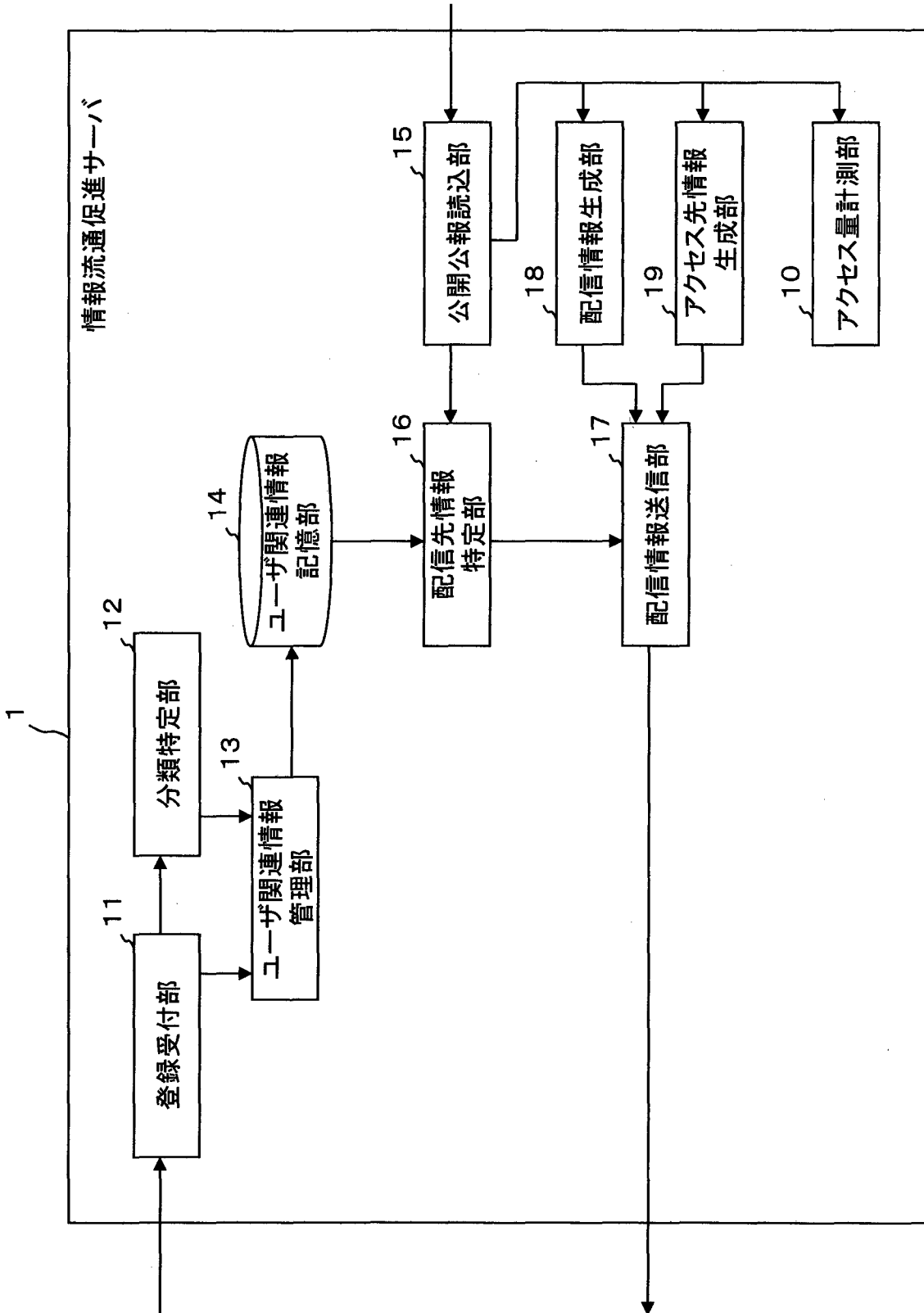
【 図3 】



【 図4 】

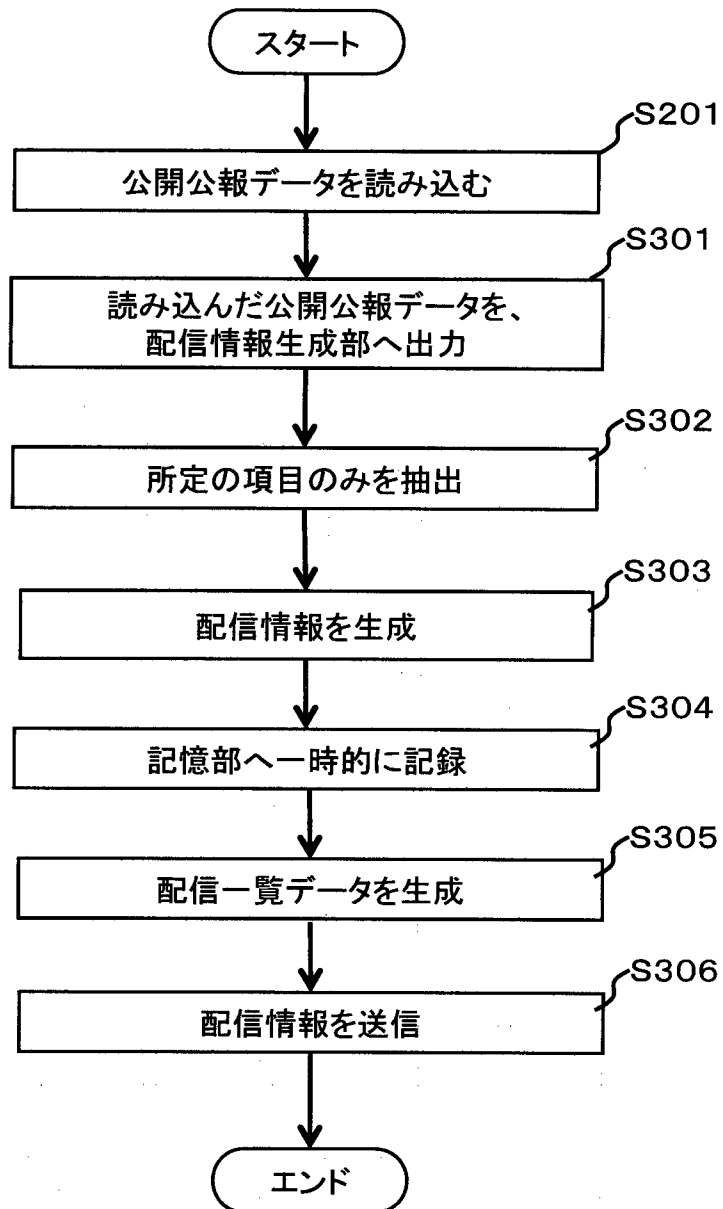


【 図5 】

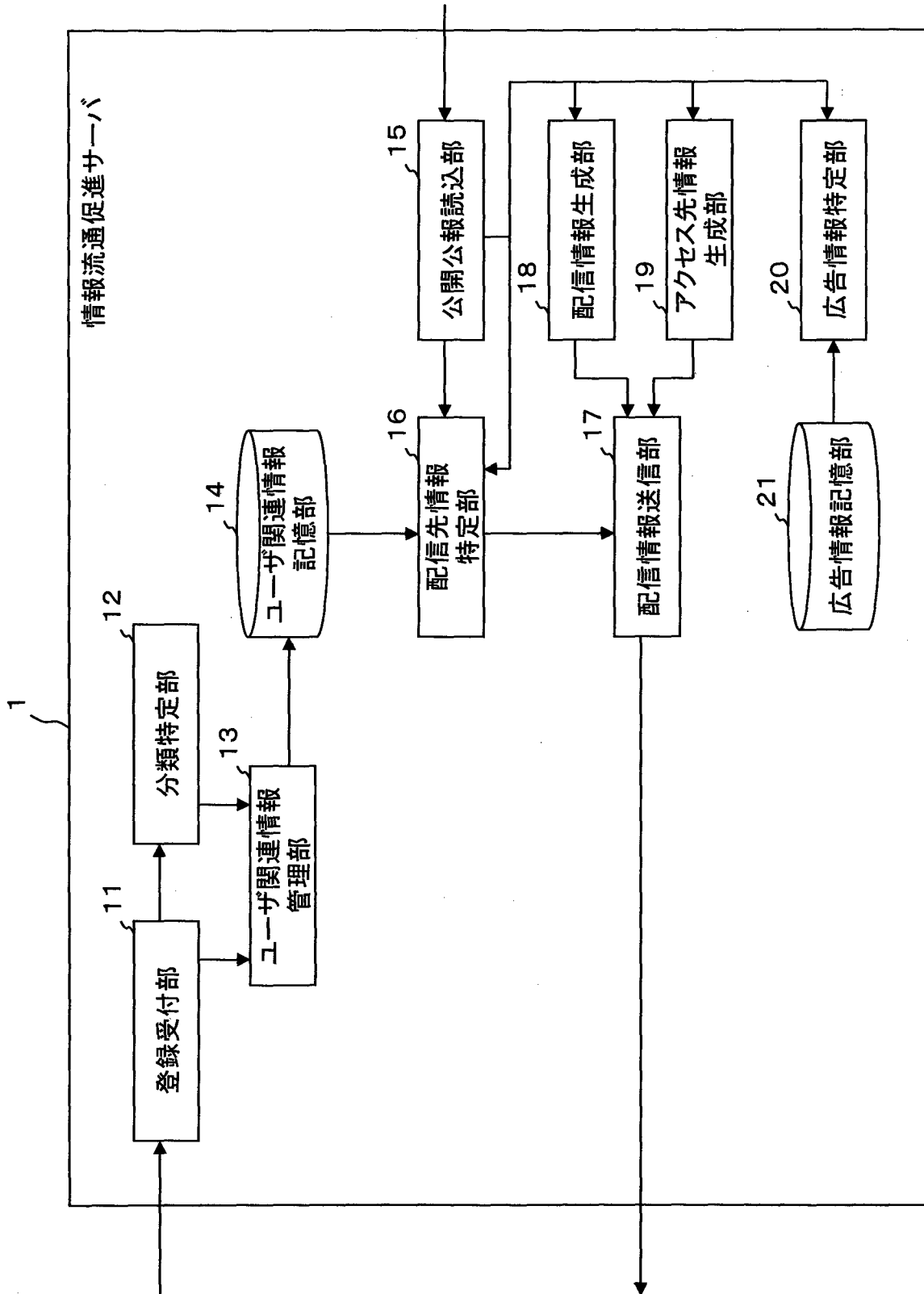


6/9

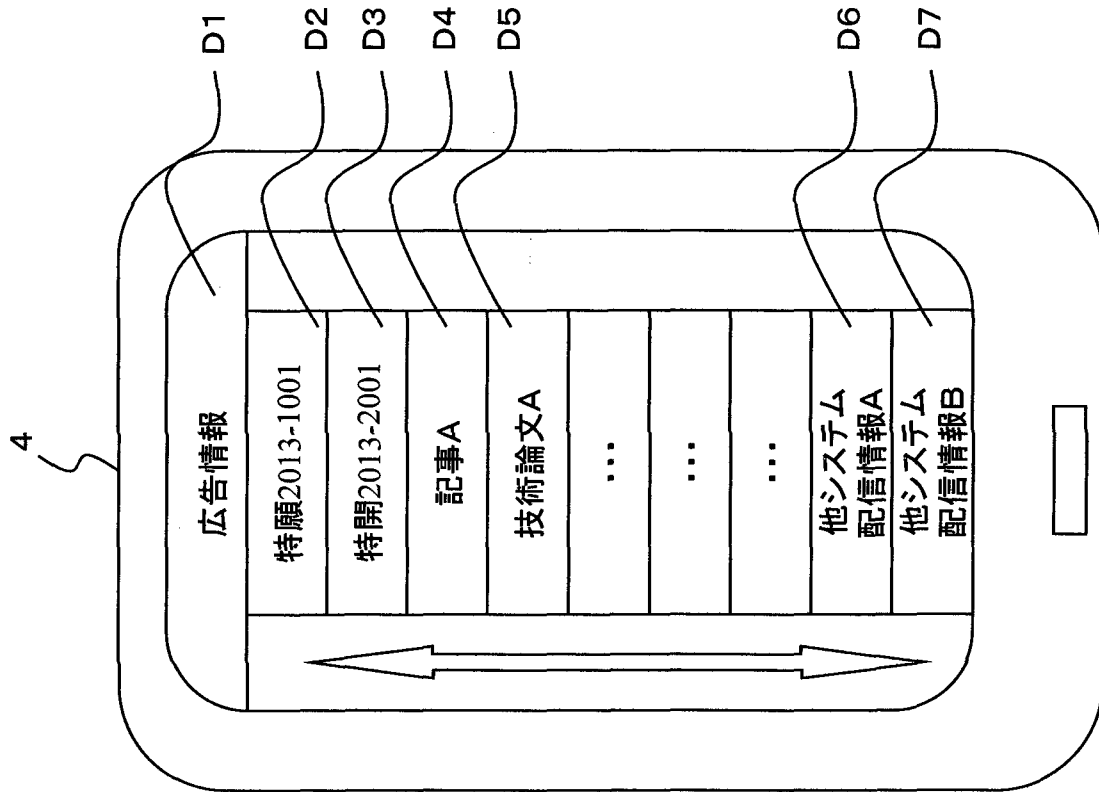
【 図6 】



【 図7 】



【 図8 】



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/JP2014/079151

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
G06Q50/18(2012.01)i, G06F17/30(2006.01)i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
G06Q50/18, G06F17/30

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2015
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2015	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2015

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2007-233910 A (Fujitsu Ltd.), 13 September 2007 (13.09.2007), columns 17 to 96; fig. 2 to 9 (Family: none)	1-7
Y	JP 2012-53516 A (IRD Corp.), 15 March 2012 (15.03.2012), columns 51 to 112, 157 to 190; fig. 17 to 23 (Family: none)	1-7
A	JP 2008-171089 A (Hatsumei Tsushin Co., Ltd.), 24 July 2008 (24.07.2008), entire text; all drawings (Family: none)	1-7

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search 05 January 2015 (05.01.15)	Date of mailing of the international search report 13 January 2015 (13.01.15)
---	--

Name and mailing address of the ISA/ Japan Patent Office	Authorized officer
Facsimile No.	Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2014/079151

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 2002-7427 A (Nippon Shokubai Co., Ltd.), 11 January 2002 (11.01.2002), entire text; all drawings (Family: none)	1-7

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC）） Int.Cl. G06Q50/18(2012.01)i, G06F17/30(2006.01)i		
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC）） Int.Cl. G06Q50/18, G06F17/30		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2015年 日本国実用新案登録公報 1996-2015年 日本国登録実用新案公報 1994-2015年		
国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2007-233910 A（富士通株式会社）2007.09.13, 第17-96欄, 第2-9図（ファミリーなし）	1-7
Y	JP 2012-53516 A（有限会社アイ・アール・ディー）2012.03.15, 第51-112欄, 第157-190欄, 第17-23図（ファミリーなし）	1-7
A	JP 2008-171089 A（株式会社発明通信社）2008.07.24, 全文, 全図（ファミリーなし）	1-7
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す） 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日 05.01.2015	国際調査報告の発送日 13.01.2015	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/J P） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 田付 徳雄 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	5 L 3 2 4 3

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	JP 2002-7427 A (株式会社日本触媒) 2002.01.11, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1-7